

目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- ・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- ・お客様にご負担いただくお申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、実際のお申込み金額、保有期間等に応じて異なる場合があります。

当社における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

＜口数指定でご購入する場合（例）＞

申込手数料率3.0%（税抜）のファンドを購入価額10,000円（1万口あたり）で100万口ご購入いただく場合は、

申込手数料（税抜）=100万口×10,000円÷10,000口×3.0% =30,000円となり、合計1,030,000円（税抜）お支払いいただくことになります。

＜金額指定でご購入する場合（例）＞

100万円の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく100万円の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100万円全額がファンドの購入金額となるものではありません。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. 当社の概要

- ・商号等 : マネックス証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・本店所在地 : 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
- ・設立 : 1999 年 5 月
- ・資本金 : 12,200 百万円
- ・主な事業 : 金融商品取引業
- ・加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・指定紛争
解決機関 : 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・連絡先 : ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
お客様ダイヤル : 0120-846-365（通話料無料）
03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部 IP 電話）
ログイン ID と暗証番号をご用意ください。
当社ウェブサイト : ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力
フォームからお問合せいただけます。

以 上

（平成 29 年 2 月）

KTM_TOUSHIN_1.2

当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が3%（税抜き）の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率（税抜き）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2019.11.2



エマージング・ソブリン・オープン (毎月決算型)

追加型投信／海外／債券

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類			属性区分				
単位型・ 追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	年12回 (毎月)	エマージング	ファミリーファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- 本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「エマージング・ソブリン・オープン(毎月決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2019年11月1日に関東財務局長に提出しており、2019年11月2日に効力が生じております。

委託会社:三菱UFJ国際投信株式会社

ファンドの運用の指図等を行います。

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号
設立年月日:1985年8月1日
資本金:20億円
運用投資信託財産の合計純資産額:14兆5,105億円
(2019年8月30日現在)

ホームページアドレス

<https://www.am.mufg.jp/>

お客さま専用フリーダイヤル

0120-151034(受付時間:営業日の9:00~17:00)

受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの財産の保管・管理等を行います。



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色



エマージング・カントリー（新興国）のソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とし、分散投資を行います。

- ◆ 新興国が米国市場やユーロ市場等の国際的な市場および自国市場で発行する米ドル建のソブリン債券を中心に、準ソブリン債券への投資も行います。

（一部、ユーロ建の債券に投資する場合があります。）

新興国の現地（自国）通貨建債券への投資は、行いません。

【エマージング・カントリー（新興国）】

一般的に、先進国と比較すると証券市場は未発達なもの、経済成長の著しい、あるいは可能性の高い新興諸国を指します。

【ソブリン債券】

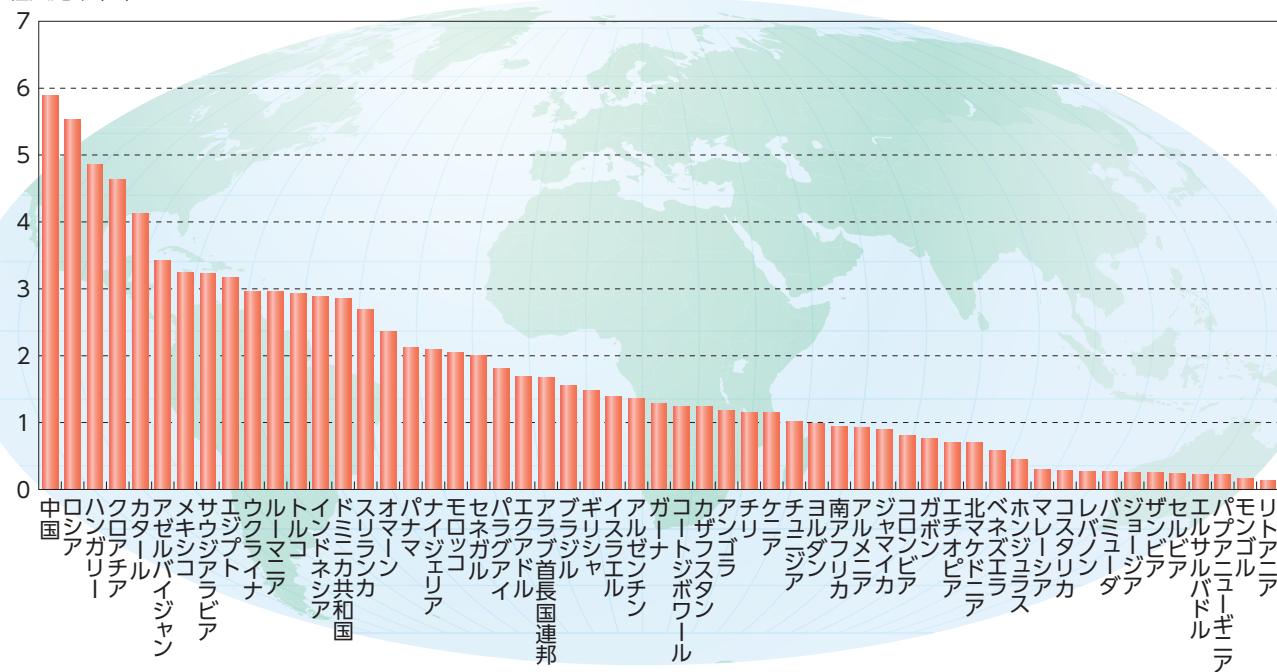
各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

【準ソブリン債券】

政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券とします。

■ 現在の投資先（2019年8月30日現在）

組入比率(%)



※最新の運用状況は委託会社のホームページにてご確認いただけます。

※原則として、比率は当ファンドの純資産に対する割合です。

※上記の投資先は将来変更となる可能性があります。

重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、運用者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

特色2

新興国のソブリン債券、準ソブリン債券からの高水準かつ安定した利子収入に加え、値上がり益の獲得を目指します。

- ◆新興国の債券に投資することにより、相対的に高い利回りが期待されます。

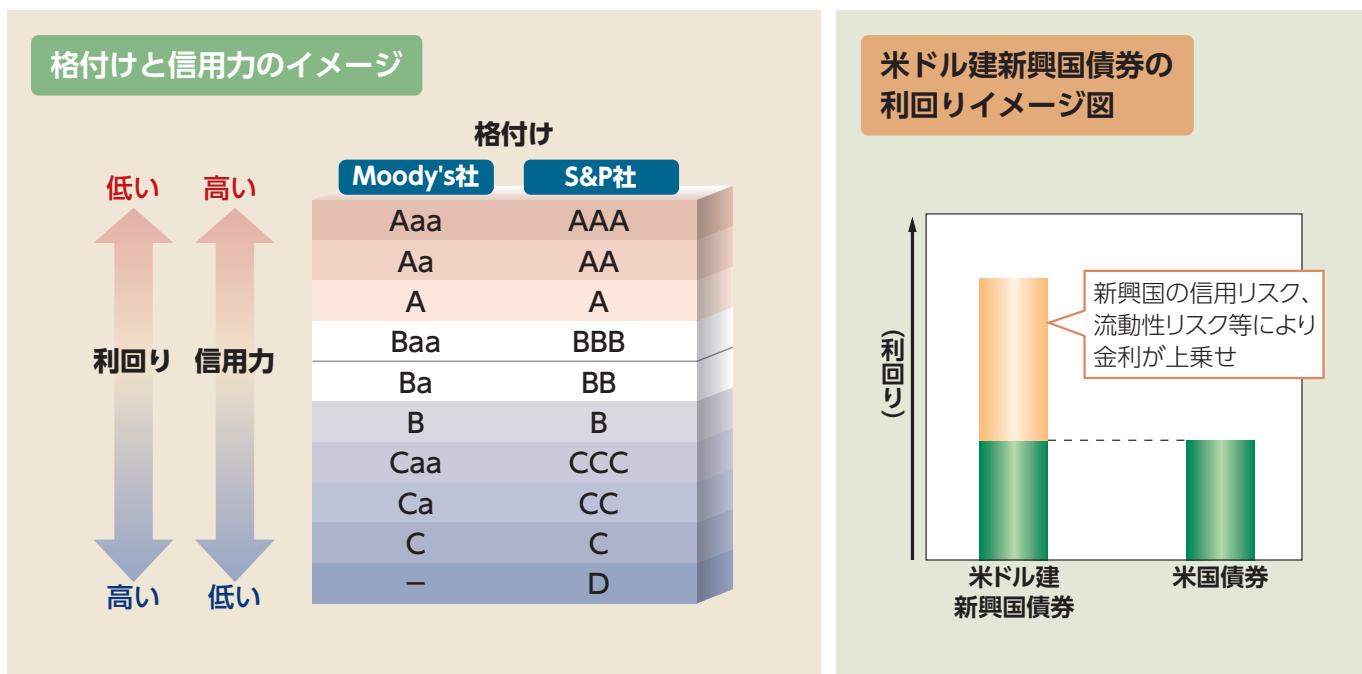
一般的に新興国が発行する債券は格付けが低く、先進国等が発行する上位格付け債券と比較して高い利回りとなる傾向があります。したがって、相対的に高い投資収益率が期待できる反面、デフォルトが生じるリスクも高いと考えられます。

【格付け】

債券などの元本や利子が、償還まで当初契約の定め通り返済される確実性の程度を評価したものをいいます。格付機関が、債券などの発行者の財務能力、信用力、今後の方向性などを分析、評価して、数字や記号で簡潔に表します。

【デフォルト】

投資した債券の元本やその利子の一部または全部が回収できない、もしくは遅延すること。



- ◆原則として、為替ヘッジは行いません。

米ドル建資産以外の外貨建資産については、実質的に米ドル建となるように為替取引を行う場合があります。

- ◆J.P. Morgan EMBI Global Diversified(円換算)をベンチマークとします。

ベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。

投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

特色3

債券等の運用にあたっては、ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用の指図に関する権限を委託します。

- ◆ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーは、1928年に創業した米国最古の運用機関の一つです。徹底したリサーチを行い、グローバルな視点から、新興国債券の運用専任チームがポートフォリオ管理を行います。

特色4

毎月決算を行い、収益の分配を行います。

◆毎月5日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に分配金額を決定します。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
また、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

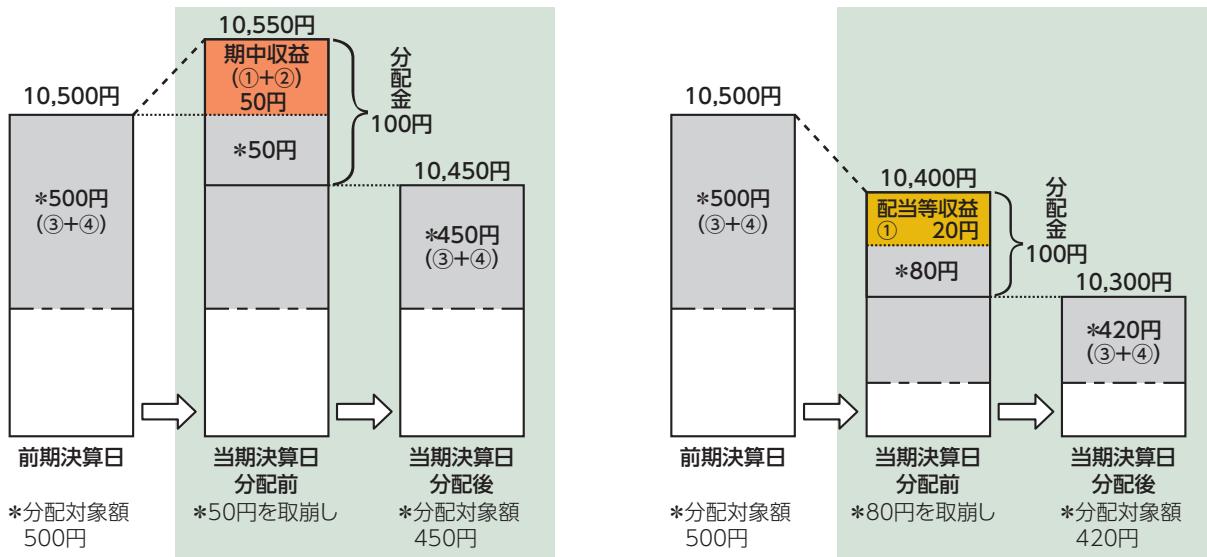
分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合

前期決算日から基準価額が下落した場合



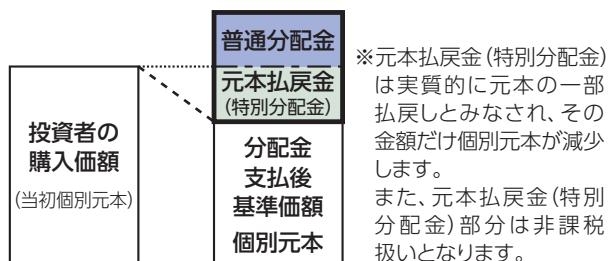
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

分配準備積立金:当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

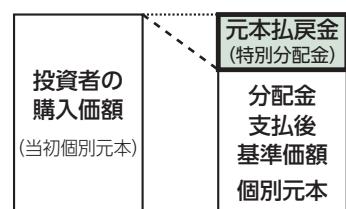
収益調整金:追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



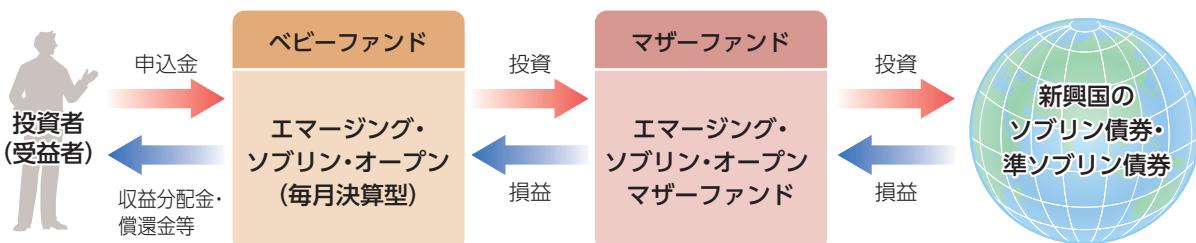
普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

■ ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。



ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

■ 主な投資制限

マザーファンドへの投資	マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。
新興国単一国への投資	新興国単一国への実質投資割合は、取得時において、当ファンドの純資産総額の30%以内とします。
ユーロ建資産への投資	ユーロ建資産への実質投資割合は、取得時において、当ファンドの純資産総額の30%以内とします。
ソブリン債券以外への投資	ソブリン債券以外への実質投資割合は、取得時において、当ファンドの純資産総額の35%以内とします。
新興国の同一企業(政府関連機関を含む) が発行する債券への投資	新興国の同一企業(政府関連機関を含む)が発行する債券への実質投資割合は、当ファンドの純資産総額の10%以内とします。

使用している指数について

● J.P. Morgan EMBI Global Diversified

情報は、信頼性があると信じられる情報源から取得したものですが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。
Copyright 2015, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.



投資リスク

■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

為替変動リスク

当ファンドは、主に米ドル建の有価証券に投資しています(ただし、これらに限定されるものではありません。)。外貨建資産に投資を行っていますので、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く(円安)なれば当ファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く(円高)なれば当ファンドの基準価額の下落要因となります。

金利変動リスク

投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に債券価格は下落(上昇)し、当ファンドの基準価額の変動要因となります。

当ファンドは米ドル建債券を中心に投資を行うため、特に米国金利の変動に影響を受けますが、新興国の金利等の影響を受ける場合もあります。

また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んで残存期間が長い債券の組入比率を大きくしている場合等には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、当ファンドの基準価額の変動は大きくなります。

信用リスク (デフォルト・リスク)

債券発行国の債務返済能力等の変化等による格付け(信用度)の変更や変更の可能性などにより債券価格が大きく変動し、当ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。

一般的に、新興国が発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト(債務不履行および支払遅延)が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

カントリー・リスク

債券の発行国の政治や経済、社会情勢等の変化(カントリー・リスク)により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大きく変動する可能性があります。

新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- ・先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。
- ・政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
- ・海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。
- ・先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。

この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。



投資リスク

流動性 リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは当ファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には当ファンドの基準価額の下落要因となります。

一般的に、新興国の債券は、高格付けの債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

■ その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

■ リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。なお、運用委託先で投資リスクに対する管理体制を構築していますが、委託会社においても運用委託先の投資リスクに対する管理体制や管理状況等をモニタリングしています。

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

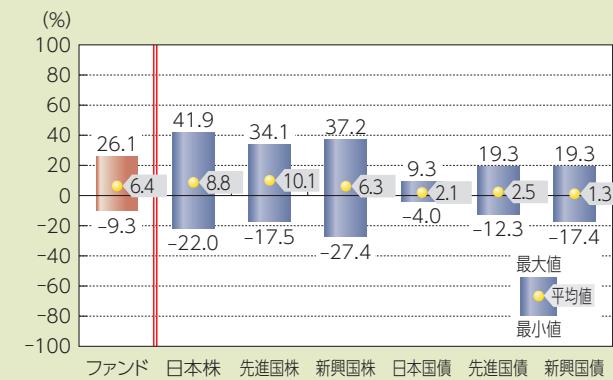
● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2014年9月末～2019年8月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2014年9月末～2019年8月末)



(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指標について

資産クラス	指標名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行なう権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

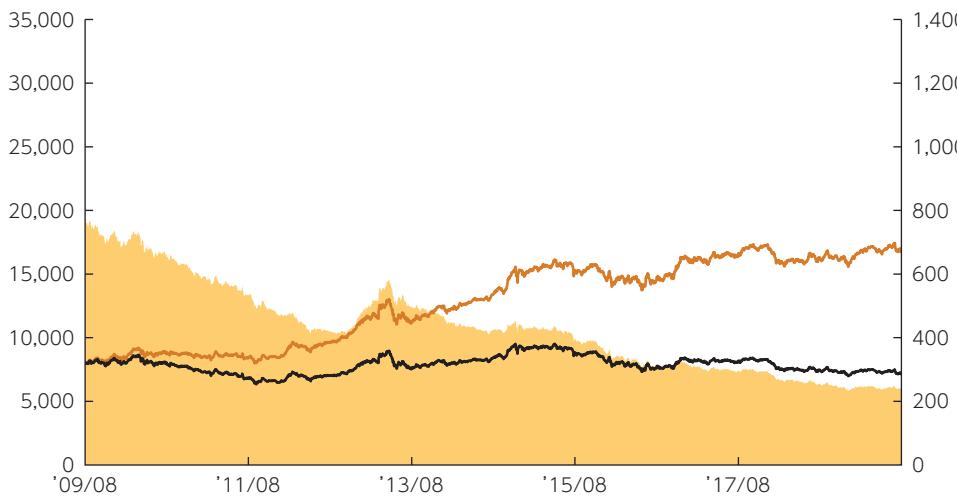
(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。



運用実績

2019年8月30日現在

■ 基準価額・純資産の推移 2009年8月31日～2019年8月30日



■ 基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化

■ 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■ 基準価額・純資産

基 準 価 額	7,254円
純 資 産 総 額	242.0億円

■ 分配の推移

2019年 8月	45円
2019年 7月	45円
2019年 6月	45円
2019年 5月	45円
2019年 4月	45円
2019年 3月	45円
直近1年間累計	540円
設 定 来 累 計	11,305円

■ 分配金は1万口当たり、税引前

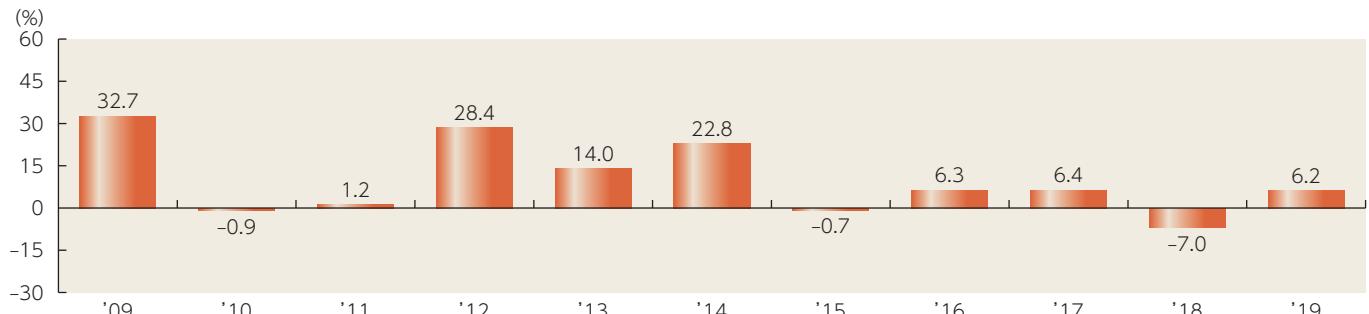
■ 主要な資産の状況

種別構成	比率	組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	種別	国・地域	比率
国債	74.5%	1 アメリカドル	98.8%	1 6.375 HUNGARY 210329	国債	ハンガリー	3.0%
特殊債	2.9%	2 円	1.0%	2 6.375 CROATIA 210324	国債	クロアチア	1.7%
社債	16.9%	3 ユーロ	0.3%	3 5.125 ROMANIA 480615	国債	ルーマニア	1.6%
				4 4.75 AZERBAIJAN 240318	国債	アゼルバイジャン	1.6%
				5 4.5 SAUDI INTERNA 461026	国債	サウジアラビア	1.5%
				6 4.75 INDONESIA 260108	国債	インドネシア	1.3%
コールローン他 (負債控除後)	5.7%			7 5.1 RUSSIA 350328	国債	ロシア	1.2%
合計	100.0%			8 6 CROATIA 240126	国債	クロアチア	1.2%
				9 6.85 SRI LANKA 251103	国債	スリランカ	1.2%
				10 4.25 STATE GRID O 280502	社債	中国	1.2%

その他資産の状況	比率
債券先物取引 (売建)	-3.9%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 社債には政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券が含まれています。
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- 「国・地域」は、原則として、リスク所在国を記載しています。

■ 年間收益率の推移



- 收益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2019年は年初から8月30日までの收益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。



手続・手数料等

■ お申込みメモ

 購入時	購入単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
	購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。

 換金時	換金単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。

 申込について	申込不可日	ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行のいずれかが休業日の場合には、購入・換金はできません。
	申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受けたものを当日の申込分とします。
	購入の申込期間	2019年11月2日から2020年11月4日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
	換金制限	当ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金はできません。
	購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。

 その他	信託期間	2023年8月5日まで(2003年8月8日設定)
	繰上償還	以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 ・当ファンドの受益権の総口数が、当初設定時の10分の1または10億口を下回ることとなった場合 ・当ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	毎月5日(休業日の場合は翌営業日)
	収益分配	毎月の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
	信託金の限度額	2,000億円
	公告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ(https://www.am.mufg.jp/)に掲載します。
	運用報告書	6ヵ月毎(2・8月の決算後)および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。
	課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。



手続・手数料等

■ ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

	支払先	購入時手数料	対価として提供する役務の内容
購入時手数料	販売会社	購入価額に対して、 上限3.30% (税抜 3.00%) (販売会社が定めます)	当ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、 購入に関する事務手続等
(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)			
信託財産 留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.5% をかけた額		

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

日々の純資産総額に対して、**年率1.7270% (税抜 年率1.5700%)**をかけた額

1万口当たりの信託報酬:保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×(保有日数／365)

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

各支払先への配分(税抜)は、次の通りです。

	支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容
運用管理費用 (信託報酬)	委託会社	0.9000%	当ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、 目論見書等の作成等
	販売会社	0.6000%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
	受託会社	0.0700%	当ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

●運用指図権限の委託先への報酬

委託会社が受ける報酬から、原則として毎年2・8月の5日(休業日の場合は翌営業日)およびマザーファンドの償還時から3ヵ月以内に支払われ、その報酬額は、マザーファンドの計算期間を通じて毎日、マザーファンドの純資産総額に、段階的に定められた年率(上限0.55%)をかけた額とします。

以下の費用・手数料についても当ファンドが負担します。

- ・監査法人に支払われる当ファンドの監査費用
- ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料
- ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用
- ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等

※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、当ファンドの基準価額に反映されます。毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、当ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。



Tax 税 金

税金は、以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は、2019年8月末現在のものです。

※「NISA(少額投資非課税制度) およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合せください。

※2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。



MEMO

MEMO





目論見書を読み解くガイド

<https://www.am.mufg.jp/service/faqpoint/index.html>

**投資信託説明書
(請求目論見書)**

使用開始日 2019.11.2

**エマージング・ソブリン・オープン
(毎月決算型)**

追加型投信／海外／債券

この目論見書により行う「エマージング・ソブリン・オープン(毎月決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を 2019 年 11 月 1 日に関東財務局長に提出しており、2019 年 11 月 2 日に効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第 13 条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

発行者名	： 三菱UFJ国際投信株式会社
代表者の役職氏名	： 取締役社長 松田 通
本店の所在の場所	： 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
縦覧に供する場所	： 該当事項はありません。



目次

第一部 【証券情報】	1
(1) 【ファンドの名称】	1
(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】	1
(3) 【発行（売出）価額の総額】	1
(4) 【発行（売出）価格】	1
(5) 【申込手数料】	1
(6) 【申込単位】	1
(7) 【申込期間】	1
(8) 【申込取扱場所】	2
(9) 【払込期日】	2
(10) 【払込取扱場所】	2
(11) 【振替機関に関する事項】	2
(12) 【その他】	2
第二部 【ファンド情報】	3
第1 【ファンドの状況】	3
第2 【管理及び運営】	44
第3 【ファンドの経理状況】	50
第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】	68
第三部 【委託会社等の情報】	69
第1 【委託会社等の概況】	69
約款	98

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）
（「ファンド」といいます。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

(5)【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位

申込単位は販売会社にご確認ください。

(7)【申込期間】

2019年11月2日から2020年11月4日まで

※申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：営業日の 9:00～17:00)

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

販売会社によっては、「エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）為替ヘッジあり」、「エマージング・ソブリン・オープン（1年決算型）」、「エマージング・ソブリン・オープン（資産成長型）」または「エマージング・ソブリン・オープン（資産成長型）為替ヘッジあり」からの乗換え（以下「スイッチング」といいます。）による取得申込みを取扱う場合があります。その場合の申込手数料は販売会社が定めるものとします。ただし、スイッチングにより解約をするファンドは、信託財産留保額が差引かれ、解約金の利益に対して税金がかかります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

信託金の限度額は、2,000 億円です。

*委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信 追加型投信	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 資産複合

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海 外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債 券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東)	ファミリーファンド	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	日々			あり
不動産投信	その他		ファンド・オブ・ファンズ	
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))				
資産複合		エマージング		なし

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

該当する属性区分の定義について

その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	投資信託証券 (マザーファンド) を通じて、主として債券 (一般*) に投資する。 *一般とは、公債 ¹ 、社債 ² 、その他債券 ³ 属性にあてはまらない全てのものをいう。
年12回 (毎月)	目論見書又は投資信託約款において、年12回 (毎月) 決算する旨の記載があるものをいう。
エマージング	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域 (新興成長国 (地域)) の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリー ファンズ	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託 (ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。) を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

* 1 公債・・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債 (地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。) に主として投資する旨の記載があるものをいう。

* 2 社債・・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

* 3 その他債券・・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※ 商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ

(<http://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色



エマージング・カントリー(新興国)のソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とし、分散投資を行います。

- ◆ 新興国が米国市場やユーロ市場等の国際的な市場および自国市場で発行する米ドル建のソブリン債券を中心に、準ソブリン債券への投資も行います。

(一部、ユーロ建の債券に投資する場合があります。)

新興国の現地(自国)通貨建債券への投資は、行いません。

【エマージング・カントリー(新興国)】

一般的に、先進国と比較すると証券市場は未発達なもの、経済成長の著しい、あるいは可能性の高い新興諸国を指します。

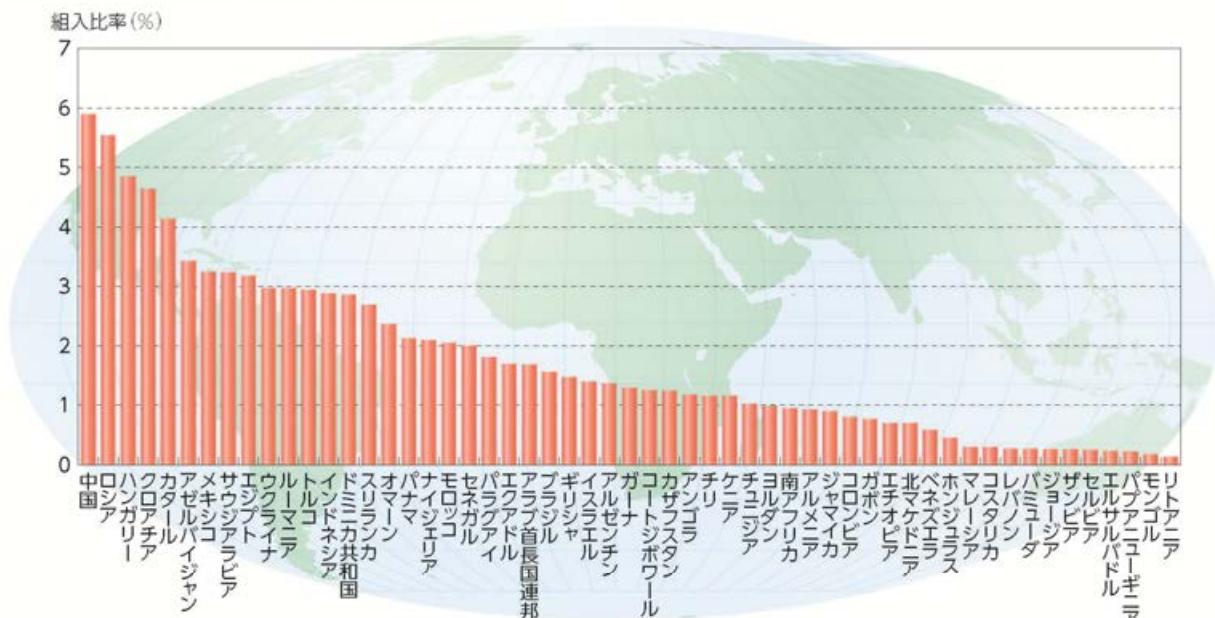
〔ソブリン債券〕

各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨債・外国通貨債があります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

【準ソブリン債券】

政府の出資比率が50%を超えてる企業の発行する債券とします。

■ 現在の投資先 (2019年8月30日現在)



※最新の運用状況は委託会社のホームページにてご確認いただけます。

※原則として、比率は当ファンドの純資産に対する割合です。

※上記の投資先は将来変更となる可能性があります。

重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、運用者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

特色2

新興国のソブリン債券、準ソブリン債券からの高水準かつ安定した利子収入に加え、値上がり益の獲得を目指します。

- ◆新興国の債券に投資することにより、相対的に高い利回りが期待されます。

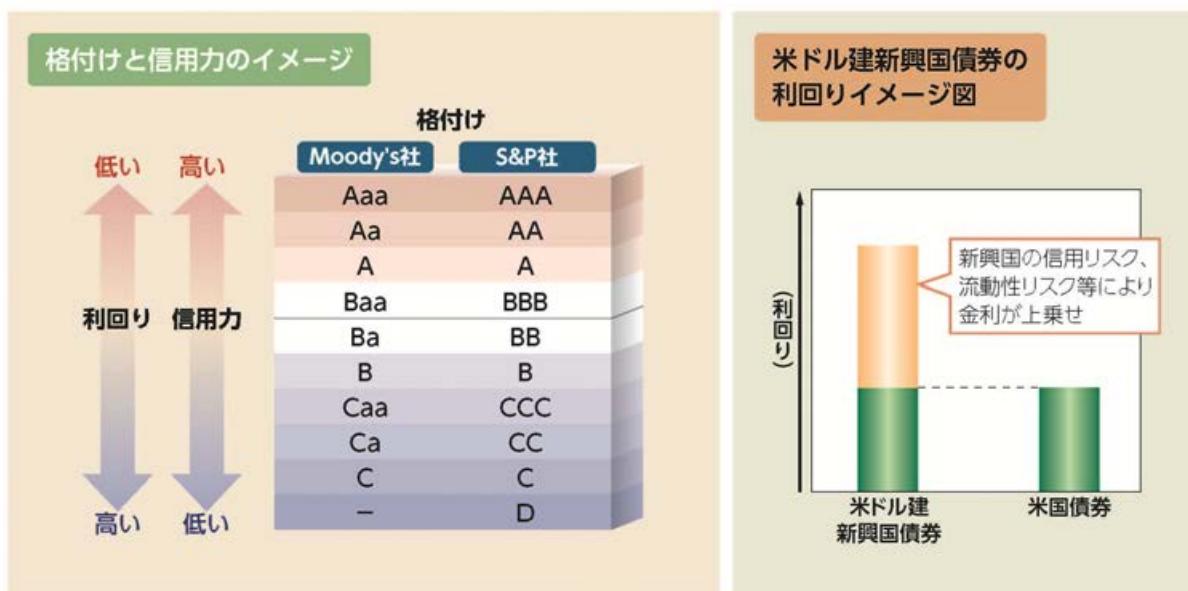
一般的に新興国が発行する債券は格付けが低く、先進国等が発行する上位格付け債券と比較して高い利回りとなる傾向があります。したがって、相対的に高い投資収益率が期待できる反面、デフォルトが生じるリスクも高いと考えられます。

【格付け】

債券などの元本や利子が、償還まで当初契約の定め通り返済される確実性の程度を評価したものをおいいます。格付機関が、債券などの発行者の財務能力、信用力、今後の方向性などを分析、評価して、数字や記号で簡潔に表します。

【デフォルト】

投資した債券の元本やその利子の一部または全部が回収できない、もしくは遅延すること。



- ◆原則として、為替ヘッジは行いません。

米ドル建資産以外の外貨建資産については、実質的に米ドル建となるように為替取引を行う場合があります。

- ◆J.P. Morgan EMBI Global Diversified(円換算)をベンチマークとします。

ベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。

投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

特色3

債券等の運用にあたっては、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用の指図に関する権限を委託します。

- ◆ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーは、1928年に創業した米国最古の運用機関の一つです。徹底したリサーチを行い、グローバルな視点から、新興国債券の運用専任チームがポートフォリオ管理を行います。

特色4

毎月決算を行い、収益の分配を行います。

◆毎月5日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に分配金額を決定します。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
また、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



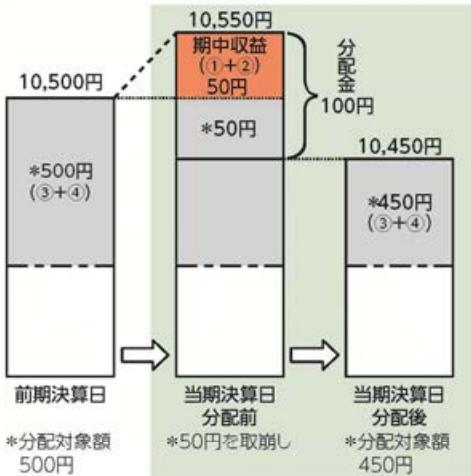
◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

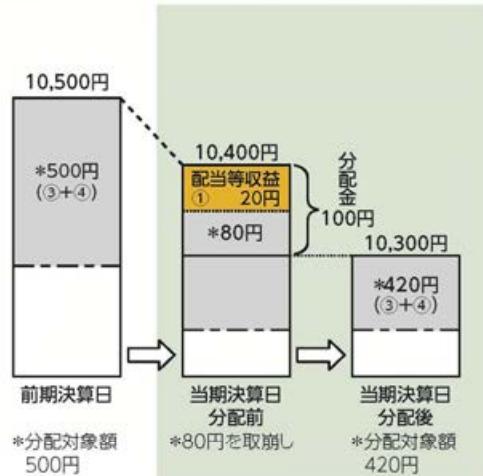
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



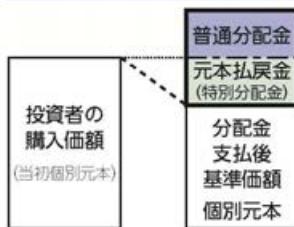
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

分配準備積立金:当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金:追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

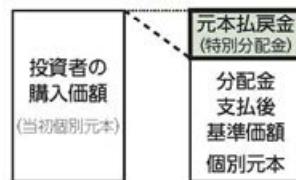
◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

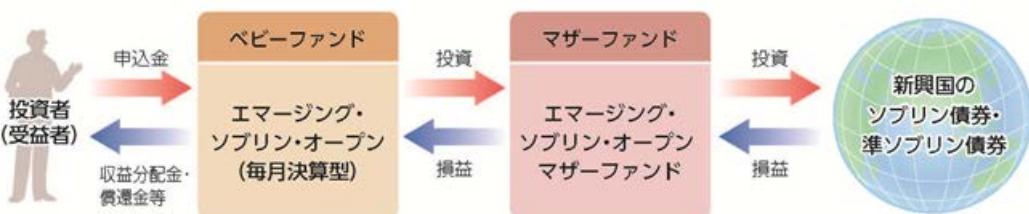
分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

■ ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。



ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

■ 主な投資制限

マザーファンドへの投資	マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。
新興国単一国への投資	新興国単一国への実質投資割合は、取得時において、当ファンドの純資産総額の30%以内とします。
ユーロ建資産への投資	ユーロ建資産への実質投資割合は、取得時において、当ファンドの純資産総額の30%以内とします。
ソブリン債券以外への投資	ソブリン債券以外への実質投資割合は、取得時において、当ファンドの純資産総額の35%以内とします。
新興国の同一企業(政府関連機関を含む) が発行する債券への投資	新興国の同一企業(政府関連機関を含む)が発行する債券への実質投資割合は、当ファンドの純資産総額の10%以内とします。

使用している指数について

• J.P. Morgan EMBI Global Diversified

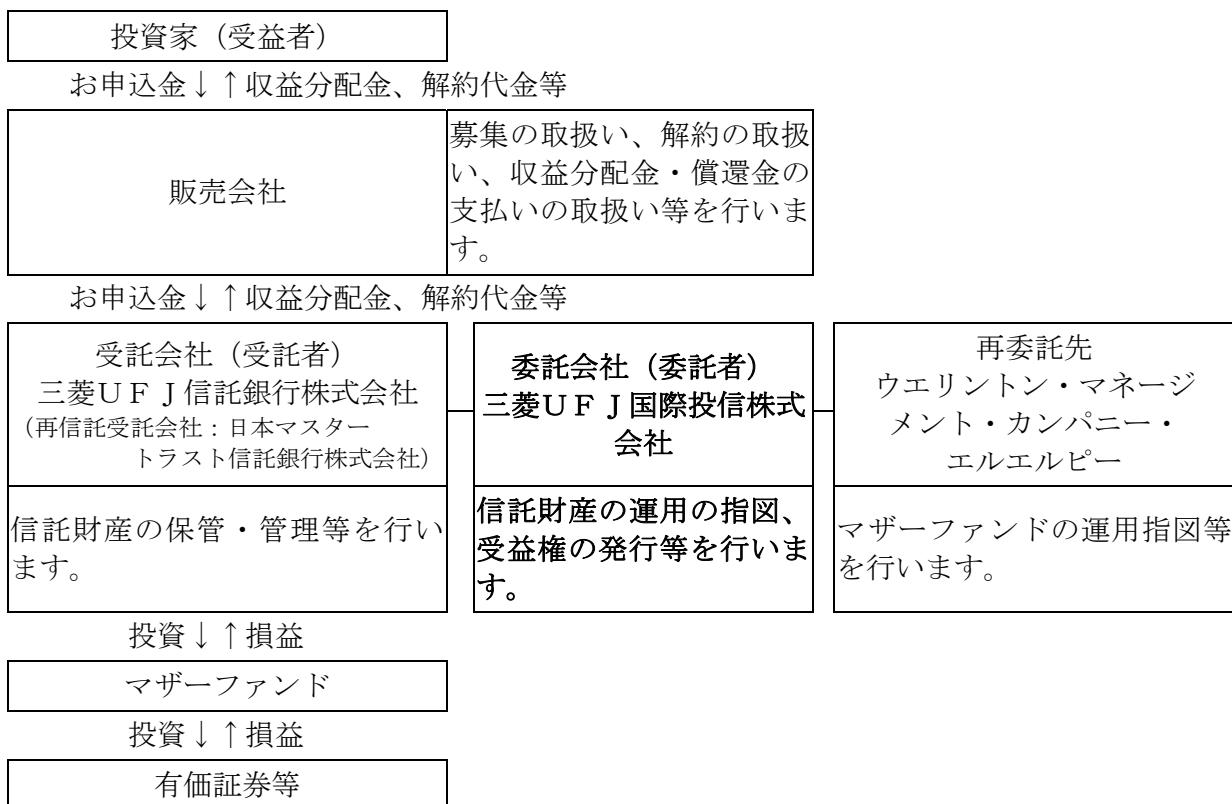
情報は、信頼性があると信じられる情報源から取得したものですが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・発行・頒布することは認められていません。
Copyright 2015, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

(2) 【ファンドの沿革】

2003年8月8日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始
 2007年1月4日 投資信託振替制度への移行に伴う重大な約款変更の適用
 2015年7月1日 ファンドの委託会社としての業務を国際投信投資顧問株式会社から
 三菱UFJ国際投信株式会社に承継

(3) 【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割



②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。

③委託会社の概況 (2019年8月末現在)

- ・金融商品取引業者登録番号

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号

・設立年月日

1985年8月1日

・資本金

2,000百万円

・沿革

1997年5月

東京三三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

2004年10月

東京三三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

2005年10月

三菱投信株式会社とユーフェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

2015年7月

三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

① 基本方針

ファミリーファンド方式により、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

② 投資態度

- a. エマージング・ソブリン・オープンマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
- b. マザーファンド受益証券を通じて、エマージング・カントリーが発行する米ドル建のソブリン債券を中心に投資を行います。(一部、ユーロ建の債券に投資する場合があります。)
- c. グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・クレジットリスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。
- d. ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の債券を中心に投資することを基本とします。
 - (a) ブレディ債(エマージング・カントリーの政府が、1989年のブレディプランに基づいて発行し、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券をいいます。)
 - (b) ユーロ債(米ドル建・ユーロ建)。(ブレディ債以外の債券で、エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場において米ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。)
 - (c) 現地米ドル建債・現地ユーロ建債(エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、自国市場において米ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。)
- e. ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲内で行います。
 - (a) エマージング・カントリー単一国への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
 - (b) ユーロ建資産への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
 - (c) ソブリン債券以外への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の35%以内とします。

- (d) エマージング・カントリーの同一企業（政府関連機関を含みます。）が発行する債券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- (e) エマージング・カントリーの現地通貨建資産への実質投資は、行いません。
- f. 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
ただし、米ドル建資産以外の実質外貨建資産については、実質的に米ドル建となるように為替取引を行う場合があります。
- g. 重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、運用者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。
- h. 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

③ 運用の形態等

ファミリーファンド方式により運用を行います。

(2) 【投資対象】

マザーファンド受益証券を通じて、エマージング・カントリーのソブリン債券（国債、政府保証債等をいいます。）および準ソブリン債券（政府の出資比率が 50%を超えている企業の発行する債券をいいます。）を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、(5) 投資制限＜信託約款に定められた投資制限＞の⑧および⑨に定めるものに限ります。）に係る権利
- c. 約束手形
- d. 金銭債権

② 運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a. 転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債証券および社債と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券
- f. コマーシャル・ペーパー
- g. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a. から f. までの証券または証書の性質を有するもの
- h. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国の者の発行する証券または証書で、係る性質を有するものを含みます。）

- i. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- j. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- k. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- a. の証券または証書およびg. の証券または証書のうち、a. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b. からe. までの証券およびg. の証券または証書のうちb. からe. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利でe. の権利の性質を有するもの

④ 特別な場合の金融商品による運用

前記②の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記③のa. からf. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

⑤ その他の投資対象

- a. 先物取引等
- b. スワップ取引

《参考》マザーファンド約款の「運用の基本方針」を以下に記載いたします。

－運用の基本方針－

約款第14条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

エマージング・カントリーのソブリン債券（国債、政府保証債等をいいます。）および準ソブリン債券（政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券をいいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① エマージング・カントリーが発行する米ドル建のソブリン債券を中心に投資を行います。（一部、ユーロ建の債券に投資する場合があります。）
- ② グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・クレジットリスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。
- ③ ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の債券を中心に投資することを基本とします。

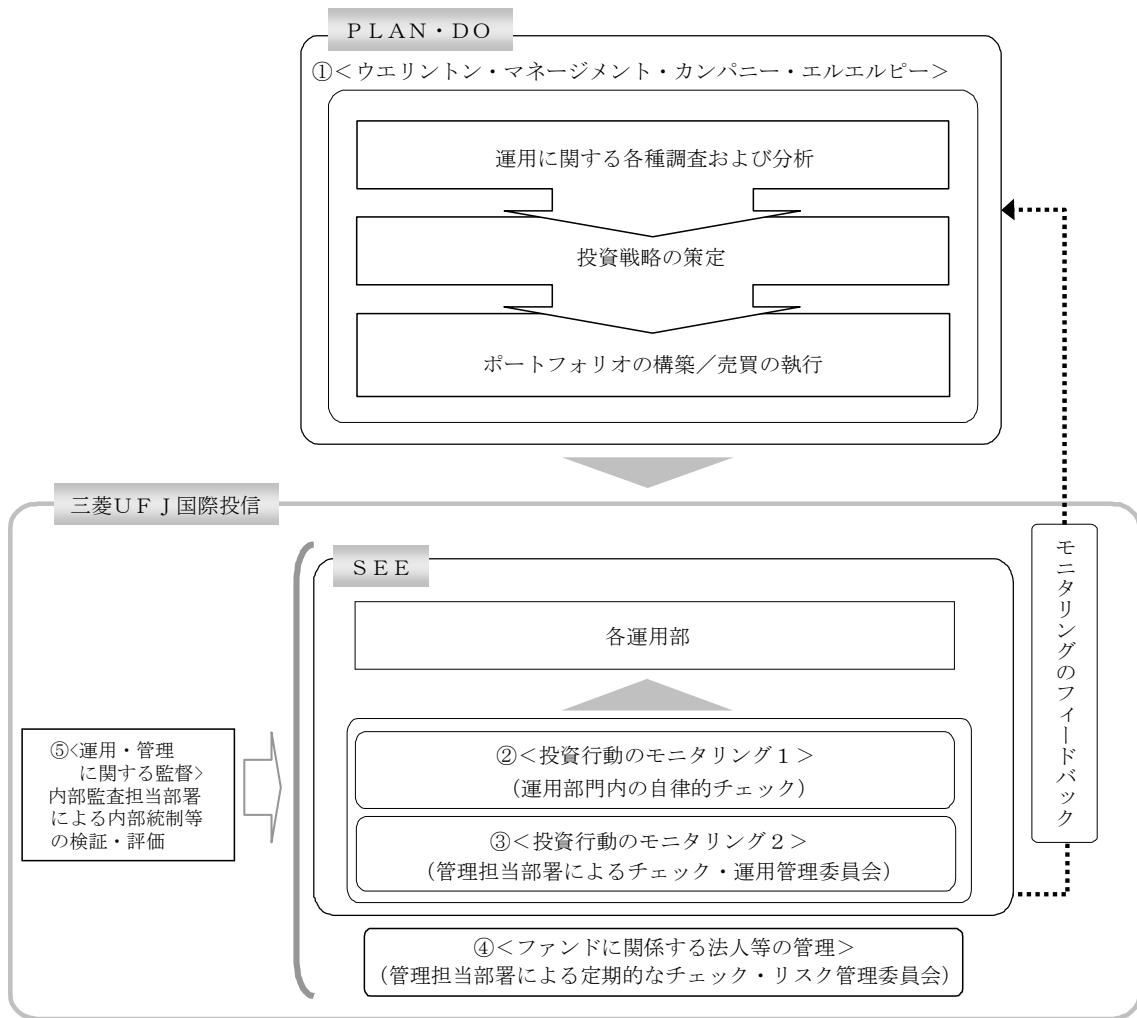
- イ. ブレディ債（エマージング・カントリーの政府が、1989 年のブレディプランに基づいて発行し、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券をいいます。）
 - ロ. ユーロ債（米ドル建・ユーロ建）。（ブレディ債以外の債券で、エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場において米ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。）
 - ハ. 現地米ドル建債・現地ユーロ建債（エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、自国市場において米ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。）
- ④ ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲内で行います。
- イ. エマージング・カントリー単一国への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の 30%以内とします。
 - ロ. ユーロ建資産への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の 30%以内とします。
 - ハ. ソブリン債券以外への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の 35%以内とします。
 - ニ. エマージング・カントリーの同一企業（政府関連機関を含みます。）が発行する債券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
 - ホ. エマージング・カントリーの現地通貨建資産への投資は、行いません。
- ⑤ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ただし、米ドル建資産以外の外貨建資産については、実質的に米ドル建となるように為替取引を行う場合があります。
- ⑥ 重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、運用者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。
- ⑦ 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。
- ⑧ 債券等の運用にあたっては、ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用の指図に関する権限を委託します。

3. 投資制限

- (1) 株式への投資割合は、転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- (2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- (3) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5 %以内とします。
- (4) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5 %以内とします。
- (5) 有価証券先物取引等は、約款第 18 条の範囲で行います。
- (6) スワップ取引は、約款第 19 条の範囲で行います。
- (7) 外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。
- (8) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

以上

(3) 【運用体制】



①運用の指図に関する権限の委託

当ファンドはマザーファンドの債券等の運用に関する権限をウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー（「再委託先」といいます。）に委託しています。再委託先は与えられた運用の指図に関する権限の範囲内で投資戦略を策定し、ポートフォリオの構築を行います。

②投資行動のモニタリング1

委託会社では、運用部の担当ファンドマネジャーが日々再委託先の運用の適切性を確認しているほか、運用部門としても投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

③投資行動のモニタリング2

委託会社では、運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）が、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて委託会社の運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。その内容は更に運用部門から再委託先に還元されます。

④ファンドに関する法人等の管理

再委託先、受託会社等、ファンドの運営に関する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑤運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。
なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎月5日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

a. 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金中のその他調整金は、全額分配に使用することができます。

b. 分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に分配金額を決定します。

c. 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

② 収益分配金の交付

a. 「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

b. 「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約*」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することができます。

③ 収益の分配方式

a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(5) 【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

① マザーファンドへの投資

マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。

② 株式への投資

株式への実質投資割合は、転換社債の転換請求ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

③ 新株引受権証券等への投資

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

④ 外貨建資産への投資

外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。

⑤ 株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑥ 投資する株式の範囲

委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

⑦ 同一銘柄の株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑧ 先物取引等の運用指図・目的・範囲

a. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

（a）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

（b）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。

（c）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

b. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

- (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
- (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
- (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額（以下（b）において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑨ スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下c.において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が

信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。なお、信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- d. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩ デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる取引等の指図をしません。

⑪ 同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑫ 有価証券の貸付の指図および範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を、貸付時点において、貸付株式および貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する株式および公社債の額面金額を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑬ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑭ 外国為替予約の指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- b. 予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑮ 資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴

う支払資金の手当てを目的として、資金の借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を限度とします。

c. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑯ 信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなつた場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

＜その他法令等に定められた投資制限＞

- 同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

3 【投資リスク】

（1） 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

① 為替変動リスク

ファンドは、主に米ドル建の有価証券に投資しています（ただし、これらに限定されるものではありません。）。外貨建資産に投資を行っていますので、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。

② 金利変動リスク

投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、ファンドの基準価額の変動要因となります。

ファンドは米ドル建債券を中心に投資を行うため、特に米国金利の変動に影響を受けますが、新興国の金利等の影響を受ける場合もあります。

また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んで残存期間が長い債券の組入比率を大きくしている場合等には、金利変動に対する債券

価格の感応度が高くなり、ファンドの基準価額の変動は大きくなります。

③ 信用リスク（デフォルト・リスク）

債券発行国の債務返済能力等の変化等による格付け（信用度）の変更や変更の可能性などにより債券価格が大きく変動し、ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。

一般的に、新興国が発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

④ カントリー・リスク

債券の発行国の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリー・リスク）により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大きく変動する可能性があります。

新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

a. 先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。

b. 政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。

c. 海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。

d. 先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。

この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

⑤ 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

一般的に、新興国の債券は、高格付けの債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

⑥ カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

⑦ ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

⑧ ベンチマークについての留意点

「J.P. Morgan EMBI Global Diversified（円換算）」をベンチマークとしますが、ファンドがベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。

⑨ 運用指図の権限委託に係る留意点

委託会社は、運用指図の権限委託を受けた者が、法律に違反した場合、マザーファンドの信託約款に違反した場合、故意または重大な過失により信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合には、この委託を中止または委託の内容を変更することができます。また、運用指図の権限委託を受けた者は、この権限の受託を中止することができます。

なお、前記による中止の場合、委託会社は、新たに同等の能力を有すると認められる第三者に運用の指図に関する権限を委託すること、およびマザーファンドの名称を変更することができます。

⑩ その他の主な留意点

a. 受益者によるファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合には、解約資金を手当てるために保有債券を大量に売却しなければならることがあります。その結果、ファンドの基準価額が大きく変動することができます。

- b. 受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の 10 分の 1 または 10 億口を下すこととなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- c. 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
- d. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として 1 日 1 件 5 億円を超える換金は行えないものとします。
なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の換金についても同様とします。
- e. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

②コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

③リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

④内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

＜流動性リスクに対する管理体制＞

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

[再委託先の管理体制]

リスク管理およびコンプライアンスの機能は、運用部門から独立したコンプライアンス、オペレーション・リスクおよびプロダクト管理部門等によって実施しております。同部門により、全てのファンドについて投資ガイドライン違反やリスク管理指標からの逸脱がないかどうかのチェックを行なっています。

また、このほかに、投資ガイドラインなどに関するチェックの機能としては、コンプライアンス・スクリーニング・システムにより売買執行前および執行後のモニタリングを行いチェックします。

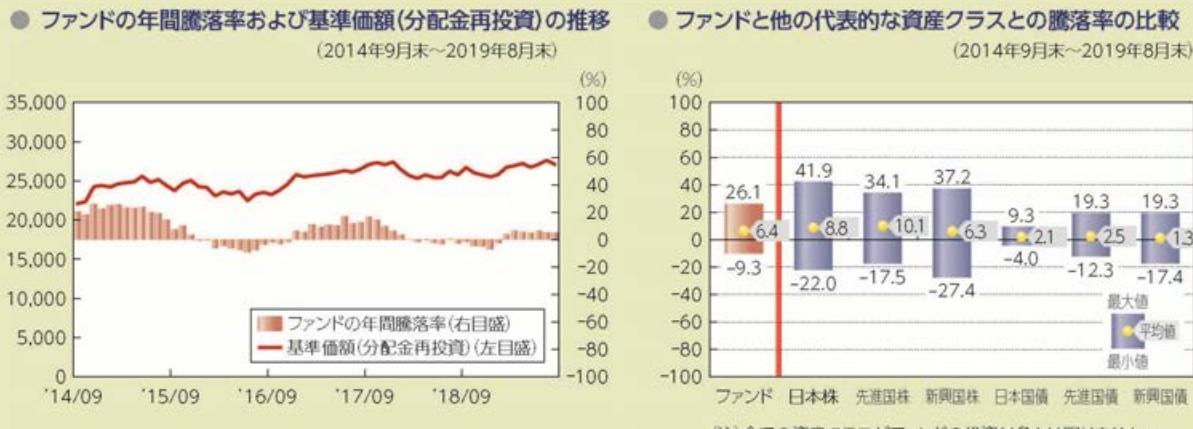
[委託会社における再委託先に対する確認体制]

委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が

図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っています。また、再委託先からの定期的なデータ還元を受け、ファンドのリスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しています。

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞくコース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞくコース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2) 【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、信託財産留保額として、解約の受付日の翌営業日の基準価額の0.5%が差引かれます。

※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3) 【信託報酬等】

① a. 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.7270%（税抜 1.5700%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

b. 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

② 信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.9000%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.6000%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.0700%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※ 上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

なお、委託会社の信託報酬には、再委託先への投資顧問報酬が含まれます。

マザーファンドの再委託先が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、原則として毎年2・8月の5日（休業日の場合は翌営業日）およびマザーファンドの償還時から3ヶ月以内に支払われ、その報酬額は、マザーファンドの計算期間を通じて毎日、マザーファンドの純資産総額に、段階的に定められた年率（上限 0.55%）をかけた額とします。

(4) 【その他の手数料等】

・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として 15.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本

(個別元本)にあたります。

- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。
- ③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は 2019 年 8 月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

【エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）】

(1) 【投資状況】

令和 1 年 8 月 30 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	24,087,029,030	99.50
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	119,964,708	0.50
純資産総額		24,206,993,738	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 1 年 8 月 30 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券 エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド		6,767,540,186	3.5451	23,991,606,714	3.5592	24,087,029,030	99.50

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 1 年 8 月 30 日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.50
合計	99.50

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和 1 年 8 月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位 : 円)

	純資産総額	基準価額 (1 万口当たりの純資産価額)	
		(分配落)	(分配付)
第 72 計算期間末日 (平成 21 年 9 月 7 日)	76,063,504,617	76,633,040,574	8,013
第 73 計算期間末日 (平成 21 年 10 月 5 日)	74,180,716,140	74,734,711,043	8,034
第 74 計算期間末日 (平成 21 年 11 月 5 日)	72,208,411,135	72,748,594,258	8,020
第 75 計算期間末日 (平成 21 年 12 月 7 日)	71,557,360,878	72,091,575,256	8,037
第 76 計算期間末日 (平成 22 年 1 月 5 日)	72,521,248,547	73,048,795,109	8,248
第 77 計算期間末日 (平成 22 年 2 月 5 日)	68,776,122,135	69,382,252,008	7,943
第 78 計算期間末日 (平成 22 年 3 月 5 日)	69,298,715,841	69,903,458,094	8,021
第 79 計算期間末日 (平成 22 年 4 月 5 日)	73,324,852,309	73,922,876,234	8,583
第 80 計算期間末日 (平成 22 年 5 月 6 日)	71,104,081,328	71,696,434,845	8,403
第 81 計算期間末日 (平成 22 年 6 月 7 日)	67,442,173,732	68,030,955,701	8,018
第 82 計算期間末日 (平成 22 年 7 月 5 日)	65,171,851,855	65,755,917,057	7,811
第 83 計算期間末日 (平成 22 年 8 月 5 日)	66,451,519,714	67,033,043,684	7,999
第 84 計算期間末日 (平成 22 年 9 月 6 日)	65,013,748,127	65,591,591,670	7,876
第 85 計算期間末日 (平成 22 年 10 月 5 日)	64,309,902,729	64,883,973,191	7,842
第 86 計算期間末日 (平成 22 年 11 月 5 日)	63,198,284,269	63,768,941,486	7,752
第 87 計算期間末日 (平成 22 年 12 月 6 日)	61,613,170,536	62,180,297,991	7,605
第 88 計算期間末日 (平成 23 年 1 月 5 日)	59,789,631,332	60,352,849,287	7,431
第 89 計算期間末日 (平成 23 年 2 月 7 日)	59,228,352,312	59,796,628,976	7,296
第 90 計算期間末日 (平成 23 年 3 月 7 日)	58,155,134,823	58,715,716,591	7,262
第 91 計算期間末日 (平成 23 年 4 月 5 日)	58,951,862,240	59,507,023,849	7,433
第 92 計算期間末日 (平成 23 年 5 月 6 日)	56,157,555,956	56,710,983,815	7,103

第 93 計算期間末日	(平成 23 年 6 月 6 日)	56,114,111,393	56,666,855,853	7,106	7,176
第 94 計算期間末日	(平成 23 年 7 月 5 日)	56,125,466,098	56,676,667,361	7,128	7,198
第 95 計算期間末日	(平成 23 年 8 月 5 日)	55,851,511,270	56,403,556,059	7,082	7,152
第 96 計算期間末日	(平成 23 年 9 月 5 日)	53,181,871,225	53,730,113,584	6,790	6,860
第 97 計算期間末日	(平成 23 年 10 月 5 日)	48,831,245,528	49,370,104,232	6,343	6,413
第 98 計算期間末日	(平成 23 年 11 月 7 日)	51,335,175,224	51,865,288,343	6,779	6,849
第 99 計算期間末日	(平成 23 年 12 月 5 日)	49,124,111,425	49,643,667,610	6,619	6,689
第 100 計算期間末日	(平成 24 年 1 月 5 日)	47,195,102,713	47,704,124,341	6,490	6,560
第 101 計算期間末日	(平成 24 年 2 月 6 日)	46,879,006,029	47,235,518,185	6,575	6,625
第 102 計算期間末日	(平成 24 年 3 月 5 日)	47,687,501,777	48,023,011,074	7,107	7,157
第 103 計算期間末日	(平成 24 年 4 月 5 日)	45,658,093,819	45,980,072,503	7,090	7,140
第 104 計算期間末日	(平成 24 年 5 月 7 日)	44,189,826,356	44,506,983,711	6,967	7,017
第 105 計算期間末日	(平成 24 年 6 月 5 日)	41,230,034,501	41,542,875,953	6,590	6,640
第 106 計算期間末日	(平成 24 年 7 月 5 日)	42,768,498,086	43,076,279,236	6,948	6,998
第 107 計算期間末日	(平成 24 年 8 月 6 日)	42,436,460,201	42,739,131,655	7,010	7,060
第 108 計算期間末日	(平成 24 年 9 月 5 日)	41,683,815,813	41,981,144,147	7,010	7,060
第 109 計算期間末日	(平成 24 年 10 月 5 日)	41,621,282,346	41,915,022,283	7,085	7,135
第 110 計算期間末日	(平成 24 年 11 月 5 日)	41,753,274,354	42,042,279,046	7,224	7,274
第 111 計算期間末日	(平成 24 年 12 月 5 日)	42,759,063,565	43,049,365,472	7,365	7,415
第 112 計算期間末日	(平成 25 年 1 月 7 日)	46,610,117,721	46,906,009,396	7,876	7,926
第 113 計算期間末日	(平成 25 年 2 月 5 日)	48,033,057,077	48,332,426,999	8,022	8,072
第 114 計算期間末日	(平成 25 年 3 月 5 日)	50,338,164,882	50,648,942,450	8,099	8,149
第 115 計算期間末日	(平成 25 年 4 月 5 日)	53,641,542,773	53,961,549,340	8,381	8,431
第 116 計算期間末日	(平成 25 年 5 月 7 日)	56,233,827,157	56,556,541,183	8,713	8,763
第 117 計算期間末日	(平成 25 年 6 月 5 日)	55,015,925,826	55,344,582,714	8,370	8,420
第 118 計算期間末日	(平成 25 年 7 月 5 日)	52,566,621,170	52,895,776,117	7,985	8,035
第 119 計算期間末日	(平成 25 年 8 月 5 日)	51,239,644,183	51,565,754,642	7,856	7,906
第 120 計算期間末日	(平成 25 年 9 月 5 日)	49,266,105,880	49,590,065,087	7,604	7,654
第 121 計算期間末日	(平成 25 年 10 月 7 日)	48,451,943,173	48,768,642,963	7,650	7,700
第 122 計算期間末日	(平成 25 年 11 月 5 日)	48,563,776,067	48,874,449,892	7,816	7,866
第 123 計算期間末日	(平成 25 年 12 月 5 日)	48,020,354,035	48,323,977,529	7,908	7,958
第 124 計算期間末日	(平成 26 年 1 月 6 日)	46,804,561,168	47,092,427,026	8,130	8,180
第 125 計算期間末日	(平成 26 年 2 月 5 日)	44,222,210,737	44,504,947,496	7,820	7,870
第 126 計算期間末日	(平成 26 年 3 月 5 日)	44,523,156,194	44,801,266,700	8,005	8,055
第 127 計算期間末日	(平成 26 年 4 月 7 日)	44,220,262,337	44,491,430,657	8,154	8,204
第 128 計算期間末日	(平成 26 年 5 月 7 日)	43,201,169,715	43,468,402,206	8,083	8,133
第 129 計算期間末日	(平成 26 年 6 月 5 日)	43,218,689,901	43,479,910,460	8,272	8,322
第 130 計算期間末日	(平成 26 年 7 月 7 日)	42,426,723,286	42,684,017,738	8,245	8,295
第 131 計算期間末日	(平成 26 年 8 月 5 日)	41,578,691,056	41,882,944,147	8,199	8,259
第 132 計算期間末日	(平成 26 年 9 月 5 日)	42,591,608,443	42,892,922,138	8,481	8,541
第 133 計算期間末日	(平成 26 年 10 月 6 日)	42,435,863,503	42,732,596,429	8,581	8,641

第 134 計算期間末日 (平成 26 年 11 月 5 日)	44,038,262,603	44,333,811,908	8,940	9,000
第 135 計算期間末日 (平成 26 年 12 月 5 日)	44,914,532,214	45,201,442,472	9,393	9,453
第 136 計算期間末日 (平成 27 年 1 月 5 日)	43,652,487,504	43,934,769,567	9,278	9,338
第 137 計算期間末日 (平成 27 年 2 月 5 日)	42,597,689,677	42,901,297,484	9,120	9,185
第 138 計算期間末日 (平成 27 年 3 月 5 日)	43,218,980,658	43,522,001,166	9,271	9,336
第 139 計算期間末日 (平成 27 年 4 月 6 日)	42,433,559,610	42,733,398,305	9,199	9,264
第 140 計算期間末日 (平成 27 年 5 月 7 日)	42,080,108,168	42,378,805,366	9,157	9,222
第 141 計算期間末日 (平成 27 年 6 月 5 日)	43,041,128,149	43,339,794,567	9,367	9,432
第 142 計算期間末日 (平成 27 年 7 月 6 日)	41,674,742,219	41,972,492,888	9,098	9,163
第 143 計算期間末日 (平成 27 年 8 月 5 日)	41,514,206,290	41,809,285,306	9,145	9,210
第 144 計算期間末日 (平成 27 年 9 月 7 日)	38,652,233,971	38,943,801,965	8,617	8,682
第 145 計算期間末日 (平成 27 年 10 月 5 日)	37,960,431,364	38,248,295,700	8,571	8,636
第 146 計算期間末日 (平成 27 年 11 月 5 日)	38,964,752,156	39,251,695,707	8,827	8,892
第 147 計算期間末日 (平成 27 年 12 月 7 日)	38,319,931,793	38,603,519,374	8,783	8,848
第 148 計算期間末日 (平成 28 年 1 月 5 日)	36,146,686,775	36,427,591,957	8,364	8,429
第 149 計算期間末日 (平成 28 年 2 月 5 日)	34,728,123,217	35,006,524,035	8,108	8,173
第 150 計算期間末日 (平成 28 年 3 月 7 日)	34,207,767,004	34,483,987,086	8,050	8,115
第 151 計算期間末日 (平成 28 年 4 月 5 日)	33,526,886,560	33,801,234,750	7,943	8,008
第 152 計算期間末日 (平成 28 年 5 月 6 日)	32,427,164,064	32,700,103,715	7,722	7,787
第 153 計算期間末日 (平成 28 年 6 月 6 日)	32,033,965,451	32,305,720,371	7,662	7,727
第 154 計算期間末日 (平成 28 年 7 月 5 日)	31,128,934,711	31,398,959,115	7,493	7,558
第 155 計算期間末日 (平成 28 年 8 月 5 日)	30,762,182,869	30,946,830,536	7,497	7,542
第 156 計算期間末日 (平成 28 年 9 月 5 日)	31,626,637,050	31,809,805,115	7,770	7,815
第 157 計算期間末日 (平成 28 年 10 月 5 日)	31,247,164,206	31,429,422,061	7,715	7,760
第 158 計算期間末日 (平成 28 年 11 月 7 日)	30,623,226,888	30,803,317,016	7,652	7,697
第 159 計算期間末日 (平成 28 年 12 月 5 日)	31,609,423,995	31,787,278,585	7,998	8,043
第 160 計算期間末日 (平成 29 年 1 月 5 日)	32,012,699,677	32,185,435,892	8,340	8,385
第 161 計算期間末日 (平成 29 年 2 月 6 日)	30,637,272,682	30,807,661,990	8,091	8,136
第 162 計算期間末日 (平成 29 年 3 月 6 日)	30,802,620,689	30,971,103,814	8,227	8,272
第 163 計算期間末日 (平成 29 年 4 月 5 日)	29,796,062,626	29,962,973,642	8,033	8,078
第 164 計算期間末日 (平成 29 年 5 月 8 日)	30,502,956,067	30,669,507,267	8,242	8,287
第 165 計算期間末日 (平成 29 年 6 月 5 日)	29,847,695,847	30,012,941,223	8,128	8,173
第 166 計算期間末日 (平成 29 年 7 月 5 日)	30,114,320,549	30,279,081,271	8,225	8,270
第 167 計算期間末日 (平成 29 年 8 月 7 日)	29,629,811,312	29,793,835,423	8,129	8,174
第 168 計算期間末日 (平成 29 年 9 月 5 日)	29,464,689,233	29,627,989,304	8,119	8,164
第 169 計算期間末日 (平成 29 年 10 月 5 日)	30,049,509,059	30,212,045,391	8,320	8,365
第 170 計算期間末日 (平成 29 年 11 月 6 日)	30,064,796,030	30,226,005,591	8,392	8,437
第 171 計算期間末日 (平成 29 年 12 月 5 日)	29,194,584,264	29,354,703,134	8,205	8,250
第 172 計算期間末日 (平成 30 年 1 月 5 日)	29,333,457,098	29,493,142,910	8,266	8,311
第 173 計算期間末日 (平成 30 年 2 月 5 日)	28,160,119,823	28,319,473,136	7,952	7,997
第 174 計算期間末日 (平成 30 年 3 月 5 日)	26,445,243,739	26,604,553,089	7,470	7,515

第 175 計算期間末日 (平成 30 年 4 月 5 日)	26,611,098,134	26,770,178,986	7,528	7,573
第 176 計算期間末日 (平成 30 年 5 月 7 日)	26,159,812,862	26,318,389,577	7,423	7,468
第 177 計算期間末日 (平成 30 年 6 月 5 日)	26,125,489,262	26,282,892,534	7,469	7,514
第 178 計算期間末日 (平成 30 年 7 月 5 日)	25,672,313,115	25,828,430,920	7,400	7,445
第 179 計算期間末日 (平成 30 年 8 月 6 日)	25,847,257,262	26,001,697,090	7,531	7,576
第 180 計算期間末日 (平成 30 年 9 月 5 日)	25,077,761,011	25,231,357,281	7,347	7,392
第 181 計算期間末日 (平成 30 年 10 月 5 日)	25,625,701,596	25,777,943,337	7,575	7,620
第 182 計算期間末日 (平成 30 年 11 月 5 日)	24,824,502,840	24,975,862,418	7,380	7,425
第 183 計算期間末日 (平成 30 年 12 月 5 日)	24,293,104,631	24,443,473,138	7,270	7,315
第 184 計算期間末日 (平成 31 年 1 月 7 日)	23,357,783,023	23,507,336,027	7,028	7,073
第 185 計算期間末日 (平成 31 年 2 月 5 日)	24,366,471,865	24,516,494,114	7,309	7,354
第 186 計算期間末日 (平成 31 年 3 月 5 日)	24,579,810,475	24,728,804,079	7,424	7,469
第 187 計算期間末日 (平成 31 年 4 月 5 日)	24,723,199,983	24,871,682,927	7,493	7,538
第 188 計算期間末日 (令和 1 年 5 月 7 日)	24,303,646,466	24,451,589,587	7,392	7,437
第 189 計算期間末日 (令和 1 年 6 月 5 日)	23,550,539,898	23,698,139,233	7,180	7,225
第 190 計算期間末日 (令和 1 年 7 月 5 日)	24,333,517,311	24,481,872,452	7,381	7,426
第 191 計算期間末日 (令和 1 年 8 月 5 日)	24,025,998,565	24,175,440,665	7,235	7,280
平成 30 年 8 月末日	25,355,739,594	—	7,423	—
9 月末日	25,945,250,206	—	7,655	—
10 月末日	24,933,395,579	—	7,410	—
11 月末日	24,390,454,613	—	7,292	—
12 月末日	23,871,135,582	—	7,176	—
平成 31 年 1 月末日	23,945,430,664	—	7,212	—
2 月末日	24,641,234,017	—	7,425	—
3 月末日	24,592,199,364	—	7,440	—
4 月末日	24,571,544,352	—	7,469	—
令和 1 年 5 月末日	23,959,829,068	—	7,296	—
6 月末日	24,236,294,056	—	7,350	—
7 月末日	24,715,659,485	—	7,445	—
8 月末日	24,206,993,738	—	7,254	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 72 計算期間	60 円
第 73 計算期間	60 円
第 74 計算期間	60 円
第 75 計算期間	60 円
第 76 計算期間	60 円

第 77 計算期間	70 円
第 78 計算期間	70 円
第 79 計算期間	70 円
第 80 計算期間	70 円
第 81 計算期間	70 円
第 82 計算期間	70 円
第 83 計算期間	70 円
第 84 計算期間	70 円
第 85 計算期間	70 円
第 86 計算期間	70 円
第 87 計算期間	70 円
第 88 計算期間	70 円
第 89 計算期間	70 円
第 90 計算期間	70 円
第 91 計算期間	70 円
第 92 計算期間	70 円
第 93 計算期間	70 円
第 94 計算期間	70 円
第 95 計算期間	70 円
第 96 計算期間	70 円
第 97 計算期間	70 円
第 98 計算期間	70 円
第 99 計算期間	70 円
第 100 計算期間	70 円
第 101 計算期間	50 円
第 102 計算期間	50 円
第 103 計算期間	50 円
第 104 計算期間	50 円
第 105 計算期間	50 円
第 106 計算期間	50 円
第 107 計算期間	50 円
第 108 計算期間	50 円
第 109 計算期間	50 円
第 110 計算期間	50 円
第 111 計算期間	50 円
第 112 計算期間	50 円
第 113 計算期間	50 円
第 114 計算期間	50 円
第 115 計算期間	50 円
第 116 計算期間	50 円
第 117 計算期間	50 円

第 118 計算期間	50 円
第 119 計算期間	50 円
第 120 計算期間	50 円
第 121 計算期間	50 円
第 122 計算期間	50 円
第 123 計算期間	50 円
第 124 計算期間	50 円
第 125 計算期間	50 円
第 126 計算期間	50 円
第 127 計算期間	50 円
第 128 計算期間	50 円
第 129 計算期間	50 円
第 130 計算期間	50 円
第 131 計算期間	60 円
第 132 計算期間	60 円
第 133 計算期間	60 円
第 134 計算期間	60 円
第 135 計算期間	60 円
第 136 計算期間	60 円
第 137 計算期間	65 円
第 138 計算期間	65 円
第 139 計算期間	65 円
第 140 計算期間	65 円
第 141 計算期間	65 円
第 142 計算期間	65 円
第 143 計算期間	65 円
第 144 計算期間	65 円
第 145 計算期間	65 円
第 146 計算期間	65 円
第 147 計算期間	65 円
第 148 計算期間	65 円
第 149 計算期間	65 円
第 150 計算期間	65 円
第 151 計算期間	65 円
第 152 計算期間	65 円
第 153 計算期間	65 円
第 154 計算期間	65 円
第 155 計算期間	45 円
第 156 計算期間	45 円
第 157 計算期間	45 円
第 158 計算期間	45 円

第 159 計算期間	45 円
第 160 計算期間	45 円
第 161 計算期間	45 円
第 162 計算期間	45 円
第 163 計算期間	45 円
第 164 計算期間	45 円
第 165 計算期間	45 円
第 166 計算期間	45 円
第 167 計算期間	45 円
第 168 計算期間	45 円
第 169 計算期間	45 円
第 170 計算期間	45 円
第 171 計算期間	45 円
第 172 計算期間	45 円
第 173 計算期間	45 円
第 174 計算期間	45 円
第 175 計算期間	45 円
第 176 計算期間	45 円
第 177 計算期間	45 円
第 178 計算期間	45 円
第 179 計算期間	45 円
第 180 計算期間	45 円
第 181 計算期間	45 円
第 182 計算期間	45 円
第 183 計算期間	45 円
第 184 計算期間	45 円
第 185 計算期間	45 円
第 186 計算期間	45 円
第 187 計算期間	45 円
第 188 計算期間	45 円
第 189 計算期間	45 円
第 190 計算期間	45 円
第 191 計算期間	45 円

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 72 計算期間	△0.33
第 73 計算期間	1.01
第 74 計算期間	0.57
第 75 計算期間	0.96

第 76 計算期間	3.37
第 77 計算期間	△2.84
第 78 計算期間	1.86
第 79 計算期間	7.87
第 80 計算期間	△1.28
第 81 計算期間	△3.74
第 82 計算期間	△1.70
第 83 計算期間	3.30
第 84 計算期間	△0.66
第 85 計算期間	0.45
第 86 計算期間	△0.25
第 87 計算期間	△0.99
第 88 計算期間	△1.36
第 89 計算期間	△0.87
第 90 計算期間	0.49
第 91 計算期間	3.31
第 92 計算期間	△3.49
第 93 計算期間	1.02
第 94 計算期間	1.29
第 95 計算期間	0.33
第 96 計算期間	△3.13
第 97 計算期間	△5.55
第 98 計算期間	7.97
第 99 計算期間	△1.32
第 100 計算期間	△0.89
第 101 計算期間	2.08
第 102 計算期間	8.85
第 103 計算期間	0.46
第 104 計算期間	△1.02
第 105 計算期間	△4.69
第 106 計算期間	6.19
第 107 計算期間	1.61
第 108 計算期間	0.71
第 109 計算期間	1.78
第 110 計算期間	2.66
第 111 計算期間	2.64
第 112 計算期間	7.61
第 113 計算期間	2.48
第 114 計算期間	1.58
第 115 計算期間	4.09
第 116 計算期間	4.55

第 117 計算期間	△3.36
第 118 計算期間	△4.00
第 119 計算期間	△0.98
第 120 計算期間	△2.57
第 121 計算期間	1.26
第 122 計算期間	2.82
第 123 計算期間	1.81
第 124 計算期間	3.43
第 125 計算期間	△3.19
第 126 計算期間	3.00
第 127 計算期間	2.48
第 128 計算期間	△0.25
第 129 計算期間	2.95
第 130 計算期間	0.27
第 131 計算期間	0.16
第 132 計算期間	4.17
第 133 計算期間	1.88
第 134 計算期間	4.88
第 135 計算期間	5.73
第 136 計算期間	△0.58
第 137 計算期間	△1.00
第 138 計算期間	2.36
第 139 計算期間	△0.07
第 140 計算期間	0.25
第 141 計算期間	3.00
第 142 計算期間	△2.17
第 143 計算期間	1.23
第 144 計算期間	△5.06
第 145 計算期間	0.22
第 146 計算期間	3.74
第 147 計算期間	0.23
第 148 計算期間	△4.03
第 149 計算期間	△2.28
第 150 計算期間	0.08
第 151 計算期間	△0.52
第 152 計算期間	△1.96
第 153 計算期間	0.06
第 154 計算期間	△1.35
第 155 計算期間	0.65
第 156 計算期間	4.24
第 157 計算期間	△0.12

第 158 計算期間	△0.23
第 159 計算期間	5.10
第 160 計算期間	4.83
第 161 計算期間	△2.44
第 162 計算期間	2.23
第 163 計算期間	△1.81
第 164 計算期間	3.16
第 165 計算期間	△0.83
第 166 計算期間	1.74
第 167 計算期間	△0.62
第 168 計算期間	0.43
第 169 計算期間	3.02
第 170 計算期間	1.40
第 171 計算期間	△1.69
第 172 計算期間	1.29
第 173 計算期間	△3.25
第 174 計算期間	△5.49
第 175 計算期間	1.37
第 176 計算期間	△0.79
第 177 計算期間	1.22
第 178 計算期間	△0.32
第 179 計算期間	2.37
第 180 計算期間	△1.84
第 181 計算期間	3.71
第 182 計算期間	△1.98
第 183 計算期間	△0.88
第 184 計算期間	△2.70
第 185 計算期間	4.63
第 186 計算期間	2.18
第 187 計算期間	1.53
第 188 計算期間	△0.74
第 189 計算期間	△2.25
第 190 計算期間	3.42
第 191 計算期間	△1.36

(注) 「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 72 計算期間	942,700,702	2,233,902,172	94,922,659,555
第 73 計算期間	1,226,981,302	3,817,156,925	92,332,483,932

第 74 計算期間	1, 050, 682, 472	3, 352, 645, 791	90, 030, 520, 613
第 75 計算期間	968, 157, 655	1, 962, 948, 572	89, 035, 729, 696
第 76 計算期間	574, 902, 561	1, 686, 205, 177	87, 924, 427, 080
第 77 計算期間	756, 673, 841	2, 091, 119, 005	86, 589, 981, 916
第 78 計算期間	884, 378, 660	1, 082, 610, 104	86, 391, 750, 472
第 79 計算期間	839, 730, 796	1, 799, 491, 923	85, 431, 989, 345
第 80 計算期間	1, 019, 903, 177	1, 829, 961, 465	84, 621, 931, 057
第 81 計算期間	896, 315, 189	1, 406, 536, 387	84, 111, 709, 859
第 82 計算期間	721, 463, 333	1, 395, 287, 055	83, 437, 886, 137
第 83 計算期間	801, 349, 072	1, 164, 382, 303	83, 074, 852, 906
第 84 計算期間	692, 941, 515	1, 218, 716, 752	82, 549, 077, 669
第 85 計算期間	839, 345, 145	1, 378, 356, 813	82, 010, 066, 001
第 86 計算期間	874, 875, 279	1, 362, 481, 634	81, 522, 459, 646
第 87 計算期間	740, 963, 419	1, 245, 215, 115	81, 018, 207, 950
第 88 計算期間	943, 709, 866	1, 502, 209, 838	80, 459, 707, 978
第 89 計算期間	2, 387, 474, 304	1, 664, 801, 710	81, 182, 380, 572
第 90 計算期間	648, 939, 481	1, 748, 210, 228	80, 083, 109, 825
第 91 計算期間	585, 768, 481	1, 360, 076, 936	79, 308, 801, 370
第 92 計算期間	1, 448, 478, 993	1, 696, 157, 612	79, 061, 122, 751
第 93 計算期間	1, 459, 882, 651	1, 557, 511, 014	78, 963, 494, 388
第 94 計算期間	1, 498, 379, 212	1, 718, 835, 909	78, 743, 037, 691
第 95 計算期間	1, 521, 096, 637	1, 400, 592, 934	78, 863, 541, 394
第 96 計算期間	814, 528, 852	1, 357, 733, 207	78, 320, 337, 039
第 97 計算期間	562, 144, 506	1, 902, 666, 592	76, 979, 814, 953
第 98 計算期間	424, 633, 436	1, 674, 002, 731	75, 730, 445, 658
第 99 計算期間	487, 163, 921	1, 995, 297, 344	74, 222, 312, 235
第 100 計算期間	399, 622, 497	1, 904, 559, 185	72, 717, 375, 547
第 101 計算期間	433, 240, 844	1, 848, 185, 011	71, 302, 431, 380
第 102 計算期間	611, 200, 656	4, 811, 772, 465	67, 101, 859, 571
第 103 計算期間	930, 992, 868	3, 637, 115, 586	64, 395, 736, 853
第 104 計算期間	407, 760, 969	1, 372, 026, 688	63, 431, 471, 134
第 105 計算期間	318, 200, 993	1, 181, 381, 710	62, 568, 290, 417
第 106 計算期間	295, 016, 673	1, 307, 077, 062	61, 556, 230, 028
第 107 計算期間	320, 015, 664	1, 341, 954, 786	60, 534, 290, 906
第 108 計算期間	361, 328, 997	1, 429, 953, 027	59, 465, 666, 876
第 109 計算期間	403, 536, 090	1, 121, 215, 404	58, 747, 987, 562
第 110 計算期間	674, 021, 247	1, 621, 070, 306	57, 800, 938, 503
第 111 計算期間	1, 856, 449, 709	1, 597, 006, 627	58, 060, 381, 585
第 112 計算期間	2, 757, 029, 352	1, 639, 075, 803	59, 178, 335, 134
第 113 計算期間	4, 037, 547, 846	3, 341, 898, 461	59, 873, 984, 519
第 114 計算期間	4, 412, 054, 569	2, 130, 525, 345	62, 155, 513, 743

第 115 計算期間	4, 002, 195, 884	2, 156, 396, 077	64, 001, 313, 550
第 116 計算期間	3, 856, 780, 311	3, 315, 288, 483	64, 542, 805, 378
第 117 計算期間	3, 916, 540, 598	2, 727, 968, 245	65, 731, 377, 731
第 118 計算期間	2, 196, 633, 573	2, 097, 021, 879	65, 830, 989, 425
第 119 計算期間	1, 247, 286, 170	1, 856, 183, 727	65, 222, 091, 868
第 120 計算期間	1, 428, 308, 159	1, 858, 558, 593	64, 791, 841, 434
第 121 計算期間	955, 764, 385	2, 407, 647, 759	63, 339, 958, 060
第 122 計算期間	621, 166, 809	1, 826, 359, 824	62, 134, 765, 045
第 123 計算期間	1, 191, 997, 773	2, 602, 063, 919	60, 724, 698, 899
第 124 計算期間	789, 497, 022	3, 941, 024, 136	57, 573, 171, 785
第 125 計算期間	924, 210, 824	1, 950, 030, 723	56, 547, 351, 886
第 126 計算期間	417, 589, 701	1, 342, 840, 347	55, 622, 101, 240
第 127 計算期間	593, 896, 395	1, 982, 333, 633	54, 233, 664, 002
第 128 計算期間	662, 814, 820	1, 449, 980, 550	53, 446, 498, 272
第 129 計算期間	642, 074, 650	1, 844, 461, 033	52, 244, 111, 889
第 130 計算期間	894, 125, 385	1, 679, 346, 725	51, 458, 890, 549
第 131 計算期間	473, 102, 973	1, 223, 144, 987	50, 708, 848, 535
第 132 計算期間	823, 919, 791	1, 313, 819, 106	50, 218, 949, 220
第 133 計算期間	1, 212, 411, 109	1, 975, 872, 538	49, 455, 487, 791
第 134 計算期間	655, 654, 714	852, 924, 844	49, 258, 217, 661
第 135 計算期間	1, 336, 356, 805	2, 776, 198, 061	47, 818, 376, 405
第 136 計算期間	1, 219, 606, 062	1, 990, 971, 894	47, 047, 010, 573
第 137 計算期間	613, 071, 301	951, 188, 413	46, 708, 893, 461
第 138 計算期間	693, 463, 331	783, 817, 055	46, 618, 539, 737
第 139 計算期間	861, 328, 412	1, 350, 838, 135	46, 129, 030, 014
第 140 計算期間	705, 796, 551	881, 411, 370	45, 953, 415, 195
第 141 計算期間	952, 220, 796	956, 956, 254	45, 948, 679, 737
第 142 計算期間	777, 513, 969	918, 398, 450	45, 807, 795, 256
第 143 計算期間	506, 082, 215	917, 105, 769	45, 396, 771, 702
第 144 計算期間	597, 902, 646	1, 138, 059, 773	44, 856, 614, 575
第 145 計算期間	339, 758, 313	909, 551, 899	44, 286, 820, 989
第 146 計算期間	351, 373, 876	493, 033, 096	44, 145, 161, 769
第 147 計算期間	348, 933, 498	865, 236, 595	43, 628, 858, 672
第 148 計算期間	433, 342, 898	846, 019, 597	43, 216, 181, 973
第 149 計算期間	316, 257, 138	701, 543, 960	42, 830, 895, 151
第 150 計算期間	268, 226, 716	603, 724, 491	42, 495, 397, 376
第 151 計算期間	306, 237, 084	594, 220, 478	42, 207, 413, 982
第 152 計算期間	260, 653, 242	477, 351, 590	41, 990, 715, 634
第 153 計算期間	286, 735, 462	469, 001, 826	41, 808, 449, 270
第 154 計算期間	259, 288, 280	525, 521, 400	41, 542, 216, 150
第 155 計算期間	293, 398, 738	802, 799, 817	41, 032, 815, 071

第 156 計算期間	198, 285, 141	527, 085, 665	40, 704, 014, 547
第 157 計算期間	354, 965, 183	557, 233, 969	40, 501, 745, 761
第 158 計算期間	240, 296, 111	722, 013, 291	40, 020, 028, 581
第 159 計算期間	184, 962, 672	681, 748, 936	39, 523, 242, 317
第 160 計算期間	215, 654, 426	1, 353, 071, 138	38, 385, 825, 605
第 161 計算期間	189, 592, 129	711, 127, 019	37, 864, 290, 715
第 162 計算期間	172, 616, 397	596, 212, 653	37, 440, 694, 459
第 163 計算期間	244, 199, 190	593, 556, 746	37, 091, 336, 903
第 164 計算期間	219, 280, 614	299, 239, 523	37, 011, 377, 994
第 165 計算期間	294, 325, 579	584, 508, 884	36, 721, 194, 689
第 166 計算期間	318, 444, 041	426, 144, 914	36, 613, 493, 816
第 167 計算期間	306, 014, 192	469, 705, 418	36, 449, 802, 590
第 168 計算期間	244, 394, 250	405, 291, 998	36, 288, 904, 842
第 169 計算期間	255, 328, 614	425, 048, 453	36, 119, 185, 003
第 170 計算期間	239, 854, 074	534, 692, 166	35, 824, 346, 911
第 171 計算期間	337, 781, 754	580, 157, 408	35, 581, 971, 257
第 172 計算期間	258, 786, 114	355, 021, 187	35, 485, 736, 184
第 173 計算期間	324, 969, 951	398, 858, 722	35, 411, 847, 413
第 174 計算期間	256, 140, 189	265, 909, 820	35, 402, 077, 782
第 175 計算期間	239, 637, 036	290, 414, 201	35, 351, 300, 617
第 176 計算期間	148, 812, 637	260, 843, 077	35, 239, 270, 177
第 177 計算期間	132, 542, 325	393, 307, 497	34, 978, 505, 005
第 178 計算期間	134, 168, 747	419, 828, 157	34, 692, 845, 595
第 179 計算期間	145, 290, 509	518, 174, 283	34, 319, 961, 821
第 180 計算期間	114, 697, 187	302, 154, 475	34, 132, 504, 533
第 181 計算期間	143, 713, 502	444, 719, 904	33, 831, 498, 131
第 182 計算期間	109, 471, 648	305, 507, 972	33, 635, 461, 807
第 183 計算期間	119, 180, 421	339, 418, 445	33, 415, 223, 783
第 184 計算期間	136, 058, 654	317, 281, 476	33, 234, 000, 961
第 185 計算期間	356, 487, 614	252, 210, 924	33, 338, 277, 651
第 186 計算期間	172, 526, 842	401, 114, 577	33, 109, 689, 916
第 187 計算期間	371, 482, 058	484, 962, 089	32, 996, 209, 885
第 188 計算期間	174, 673, 885	294, 634, 437	32, 876, 249, 333
第 189 計算期間	204, 840, 275	281, 237, 314	32, 799, 852, 294
第 190 計算期間	325, 352, 058	157, 395, 208	32, 967, 809, 144
第 191 計算期間	501, 063, 380	259, 516, 919	33, 209, 355, 605

(参考)

エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

投資状況

令和 1 年 8 月 30 日現在

(単位 : 円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
国債証券	ロシア	3,294,376,656	5.03
	ハンガリー	3,138,444,526	4.79
	クロアチア	3,015,253,151	4.60
	カタール	2,685,161,459	4.10
	エジプト	2,048,842,612	3.13
	ルーマニア	1,933,416,491	2.95
	ドミニカ共和国	1,863,315,601	2.84
	トルコ	1,801,929,875	2.75
	スリランカ	1,738,725,837	2.65
	アゼルバイジャン	1,726,169,018	2.64
	サウジアラビア	1,705,113,378	2.60
	インドネシア	1,682,135,297	2.57
	オマーン	1,537,784,155	2.35
	ウクライナ	1,509,194,111	2.30
	パナマ	1,390,500,888	2.12
	ナイジェリア	1,369,631,597	2.09
	セネガル共和国	1,288,044,383	1.97
	パラグアイ	1,174,333,244	1.79
	エクアドル	1,094,860,764	1.67
	ギリシャ	958,348,278	1.46
	アラブ首長国連邦	851,042,755	1.30
	ガーナ	827,570,155	1.26
	コートジボワール	813,034,800	1.24
	アルゼンチン	800,693,174	1.22
	メキシコ	781,740,068	1.19
	アンゴラ共和国	761,020,114	1.16
	ケニア	747,196,476	1.14
	ヨルダン	633,483,952	0.97
	アルメニア共和国	594,515,431	0.91
	ジャマイカ	579,305,916	0.88
	ガボン共和国	493,044,571	0.75
	北マケドニア共和国	457,263,604	0.70
	エチオピア連邦	453,084,269	0.69
	コロンビア	417,879,149	0.64
	南アフリカ	294,137,738	0.45
	ホンジュラス	292,240,716	0.45
	モロッコ	272,580,852	0.42

	チリ	190,543,779	0.29
	コスタリカ	185,186,338	0.28
	パミューダ	174,366,842	0.27
	レバノン	172,419,445	0.26
	ベネズエラ	166,077,601	0.25
	ブラジル	164,757,929	0.25
	ジョージア	164,542,356	0.25
	セルビア	155,088,897	0.24
	ザンビア	151,212,255	0.23
	エルサルバドル	146,777,733	0.22
	パプアニューギニア	140,567,123	0.21
	モンゴル国	108,689,431	0.17
	リトニア	88,532,136	0.14
	小計	49,034,176,926	74.86
特殊債券	チュニジア	665,007,781	1.02
	サウジアラビア	398,228,380	0.61
	イギリス	390,517,707	0.60
	南アフリカ	320,085,522	0.49
	トルコ	105,906,200	0.16
	小計	1,879,745,590	2.87
社債券	英ヴァージン諸島	3,855,930,327	5.89
	メキシコ	1,312,849,054	2.00
	モロッコ	1,053,653,271	1.61
	イスラエル	912,684,242	1.39
	ブラジル	844,711,575	1.29
	カザフスタン	801,977,500	1.22
	チリ	563,524,014	0.86
	アゼルバイジャン	483,507,493	0.74
	ルクセンブルグ	305,229,949	0.47
	アラブ首長国連邦	245,570,903	0.37
	ベネズエラ	215,006,616	0.33
	インドネシア	201,178,574	0.31
	マレーシア	191,879,585	0.29
	コロンビア	103,672,770	0.16
	アルゼンチン	62,003,844	0.09
	小計	11,153,379,717	17.03
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	3,435,139,064	5.24
純資産総額		65,502,441,297	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

他の資産の投資状況

令和 1 年 8 月 30 日現在

(単位 : 円)

資産の種類	建別	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
債券先物取引	売建	ドイツ	2,546,155,459	△3.89

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

令和 1 年 8 月 30 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
ハンガリ ー	国債証券	6.375 HUNGARY 210329	17,288,000	11,309.82	1,955,241,799	11,322.12	1,957,369,395	6.375000	2021/3/29	2.99
クロアチ ア	国債証券	6.375 CROATIA 210324	9,885,000	11,271.65	1,114,203,074	11,298.74	1,116,881,323	6.375000	2021/3/24	1.71
ルーマニ ア	国債証券	5.125 ROMANIA 480615	8,716,000	12,429.20	1,083,329,508	12,424.45	1,082,915,662	5.125000	2048/6/15	1.65
アゼルバ イジャン	国債証券	4.75 AZERBAIJAN 240318	9,072,000	11,333.74	1,028,197,097	11,369.02	1,031,397,775	4.750000	2024/3/18	1.57
サウジア ラビア	国債証券	4.5 SAUDI INTERNA 461026	7,970,000	11,384.87	907,374,537	12,412.94	989,311,999	4.500000	2046/10/26	1.51
インドネ シア	国債証券	4.75 INDONESIA 260108	6,970,000	11,712.66	816,372,957	11,893.22	828,957,611	4.750000	2026/1/8	1.27
ロシア	国債証券	5.1 RUSSIA 350328	6,800,000	11,590.33	788,142,542	12,016.12	817,096,808	5.100000	2035/3/28	1.25
クロアチ ア	国債証券	6 CROATIA 240126	6,355,000	12,187.82	774,536,373	12,316.67	782,724,809	6.000000	2024/1/26	1.19
スリラン カ	国債証券	6.85 SRI LANKA 251103	7,169,000	10,811.56	775,081,362	10,640.81	762,839,834	6.850000	2025/11/3	1.16
英ヴァー ジン諸島	社債券	4.25 STATE GRID O 280502	6,310,000	11,802.47	744,736,171	12,057.07	760,801,306	4.250000	2028/5/2	1.16
ロシア	国債証券	4.25 RUSSIA 270623	6,600,000	11,110.37	733,284,982	11,332.11	747,919,485	4.250000	2027/6/23	1.14
ナイジエ リア	国債証券	7.875 NIGERIA REP 320216	6,792,000	11,142.60	756,805,483	10,876.21	738,712,845	7.875000	2032/2/16	1.13
パナマ	国債証券	3.87 PANAMA 600723	6,050,000	10,869.56	657,608,743	12,195.09	737,803,517	3.870000	2060/7/23	1.13
カタール	国債証券	5.103 QATAR 480423	5,180,000	12,904.79	668,468,317	14,224.38	736,823,234	5.103000	2048/4/23	1.12
メキシコ	国債証券	4.5 MEXICO 290422	6,177,000	11,386.00	703,313,434	11,779.90	727,644,761	4.500000	2029/4/22	1.11
英ヴァー ジン諸島	社債券	2.5 SINOPEC GRP 240808	6,585,000	10,614.70	698,978,045	10,763.08	708,748,917	2.500000	2024/8/8	1.08
ロシア	国債証券	4.375 RUSSIA 290321	6,000,000	11,075.84	664,550,573	11,452.48	687,149,263	4.375000	2029/3/21	1.05
ドミニカ 共和国	国債証券	6.6 DOMINICAN 240128	5,730,000	11,905.42	682,180,669	11,843.78	678,648,678	6.600000	2024/1/28	1.04
ハンガリ ー	国債証券	5.75 HUNGARY 231122	5,480,000	12,004.35	657,838,658	12,121.08	664,235,648	5.750000	2023/11/22	1.01
ブラジル	社債券	4.75 BANCO BRAS 240320	5,915,000	11,202.78	662,644,780	11,163.71	660,333,741	4.750000	2024/3/20	1.01
アゼルバ イジャン	国債証券	3.5 AZERBAIJAN 320901	5,853,000	10,164.20	594,910,896	10,405.07	609,008,769	3.500000	2032/9/1	0.93
ウクライ ナ	国債証券	7.375 UKRAINE 320925	5,617,000	10,740.43	603,289,954	10,832.45	608,458,943	7.375000	2032/9/25	0.93

クロアチア	国債証券	6.625 CROATIA 200714	5,479,000	11,047.07	605,269,371	11,043.33	605,064,051	6.625000	2020/7/14	0.92
カタール	国債証券	4 QATAR 290314	4,885,000	11,624.31	567,847,746	12,176.36	594,815,308	4.000000	2029/3/14	0.91
モロッコ	社債券	4.5 OFFICE CHE 251022	5,075,000	11,106.91	563,676,117	11,317.18	574,347,277	4.500000	2025/10/22	0.88
アンゴラ共和国	国債証券	8.25 ANGOLA REP 280509	5,218,000	11,230.08	585,985,686	10,963.30	572,065,204	8.250000	2028/5/9	0.87
エジプト	国債証券	8.5 ARAB REPUBLIC 470131	4,920,000	11,582.52	569,860,408	11,484.85	565,054,697	8.500000	2047/1/31	0.86
カタール	国債証券	2.375 QATAR 210602	5,250,000	10,644.08	558,814,396	10,716.17	562,599,368	2.375000	2021/6/2	0.86
ドミニカ共和国	国債証券	7.45 DOMINICAN 440430	4,332,000	12,562.38	544,202,582	12,815.22	555,155,719	7.450000	2044/4/30	0.85
アルメニア共和国	国債証券	7.15 REPUBLIC OF 250326	4,470,000	12,301.74	549,887,797	12,323.61	550,865,723	7.150000	2025/3/26	0.84

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 1 年 8 月 30 日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	74.86
特殊債券	2.87
社債券	17.03
合計	94.76

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

令和 1 年 8 月 30 日現在

資産の種類	地域	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額	簿価金額 (円)	評価金額	評価金額 (円)	投資比率 (%)
債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EU BOBL 1909	売建	110	ユーロ	14,857,700	1,747,711,251	14,975,400	1,761,556,302	△2.69
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO-B 1909	売建	26	ユーロ	4,571,320	537,724,371	4,652,440	547,266,517	△0.84
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EU BUXL 1909	売建	9	ユーロ	1,919,880	225,835,484	2,017,620	237,332,640	△0.36

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

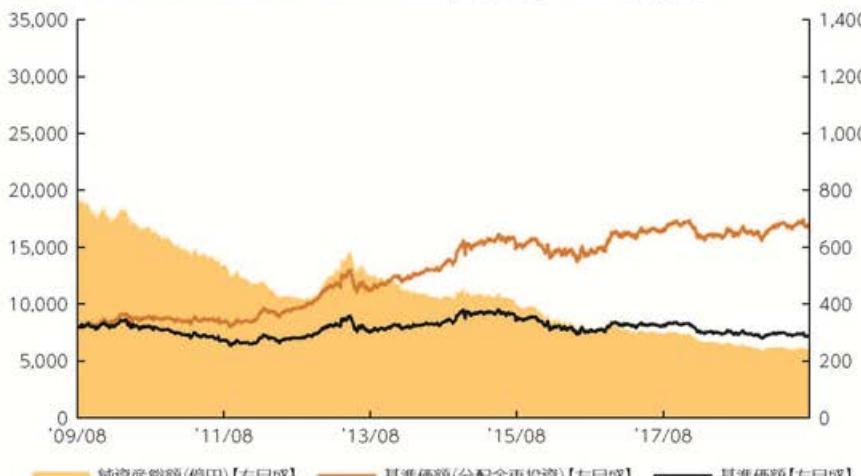
《参考情報》



運用実績

2019年8月30日現在

■ 基準価額・純資産の推移 2009年8月31日～2019年8月30日



- ・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■ 基準価額・純資産

基 準 価 額	7,254円
純資産総額	242.0億円

■ 分配の推移

2019年 8月	45円
2019年 7月	45円
2019年 6月	45円
2019年 5月	45円
2019年 4月	45円
2019年 3月	45円
直近1年間累計	540円
設定来累計	11,305円

・分配金は1万口当たり、税引前

■ 主要な資産の状況

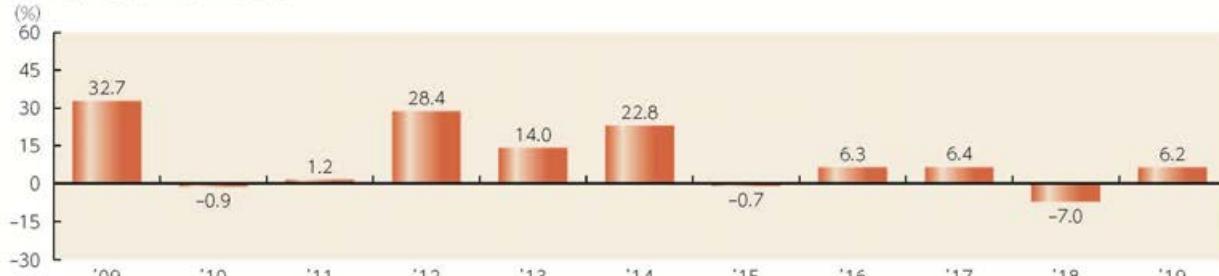
種別構成	比率	組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	種別	国・地域	比率
国債	74.5%	1 アメリカドル	98.8%	1 6.375 HUNGARY 210329	国債	ハンガリー	3.0%
特殊債	2.9%	2 円	1.0%	2 6.375 CROATIA 210324	国債	クロアチア	1.7%
社債	16.9%	3 ユーロ	0.3%	3 5.125 ROMANIA 480615	国債	ルーマニア	1.6%
				4 4.75 AZERBAIJAN 240318	国債	アゼルバイジャン	1.6%
				5 4.5 SAUDI INTERNA 461026	国債	サウジアラビア	1.5%
				6 4.75 INDONESIA 260108	国債	インドネシア	1.3%
コールローン他 (負債控除後)	5.7%			7 5.1 RUSSIA 350328	国債	ロシア	1.2%
合計	100.0%			8 6 CROATIA 240126	国債	クロアチア	1.2%
				9 6.85 SRI LANKA 251103	国債	スリランカ	1.2%
				10 4.25 STATE GRID O 280502	社債	中国	1.2%

■ その他資産の状況

比率	
債券先物取引 (売建)	-3.9%

- ・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・社債には政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券が含まれています。
- ・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- ・「国・地域」は、原則として、リスク所在国を記載しています。

■ 年間收益率の推移



- ・收益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2019年は年初から8月30日までの收益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドンの銀行の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

販売会社が定める単位

③申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間：営業日の 9:00～17:00)

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑥申込手数料

申込価額（発行価格）×3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが

完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

⑩その他

販売会社によっては、「エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）為替ヘッジあり」、「エマージング・ソブリン・オープン（1年決算型）」、「エマージング・ソブリン・オープン（資産成長型）」または「エマージング・ソブリン・オープン（資産成長型）為替ヘッジあり」からの乗換え（以下「スイッチング」といいます。）による取得申込みを取扱う場合があります。その場合の申込手数料は販売会社が定めるものとします。ただし、スイッチングにより解約をするファンドは、信託財産留保額が差引かれ、解約金の利益に対して税金がかかります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2 【換金（解約）手続等】

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。
ただし、以下の日は解約の請求ができません。

　　ニューヨーク証券取引所の休業日

　　ニューヨークの銀行の休業日

　　ロンドンの銀行の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②解約単位

販売会社が定める単位

③解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

④信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.5%をかけた額

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。
なお、下記においてもご照会いただけます。

　　三菱UFJ国際投信株式会社

　　お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

　　(受付時間：営業日の9:00～17:00)

　　ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受けた解約請求を取消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受けたものとします。

ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える解約は行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

⑩その他

販売会社によっては、スイッチングによる解約を取扱う場合があります。その場合の換金についても同様とします。くわしくは、販売会社にご確認ください。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3 【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の 9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

2023年8月5日まで（2003年8月8日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることができます。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（4）【計算期間】

毎月6日から翌月5日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

・受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることとなった場合

・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

④異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（1ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。

⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

委託会社と再委託先との間で締結された契約の有効期間は、1年間とします。ただし、相手方に對し90日以上の事前の書面による意思表示の通知がないときは、1年毎に自動延長するものとします。

⑥運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎（毎年2月および8月の決算日を基準とします。）および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することができ、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

①分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3 【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号) ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号) に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は 6 カ月未満であるため、財務諸表は 6 カ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当期（平成 31 年 2 月 6 日から令和 1 年 8 月 5 日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和1年9月4日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人
指定有限責任社員 公認会計士 大畠 茂 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）の平成31年2月6日から令和1年8月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）の令和1年8月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

1 【財務諸表】

【エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 〔平成31年2月5日現在〕	当期 〔令和1年8月5日現在〕
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	314,102,816	346,223,840
親投資信託受益証券	24,244,298,042	23,901,809,683
未収入金	9,287,897	19,792,893
流動資産合計	24,567,688,755	24,267,826,416
資産合計	24,567,688,755	24,267,826,416
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	150,022,249	149,442,100
未払解約金	18,910,360	57,144,581
未払受託者報酬	1,435,723	1,567,230
未払委託者報酬	30,765,491	33,583,485
未払利息	574	566
その他未払費用	82,493	89,889
流動負債合計	201,216,890	241,827,851
負債合計	201,216,890	241,827,851
純資産の部		
元本等		
元本	33,338,277,651	33,209,355,605
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△8,971,805,786	△9,183,357,040
（分配準備積立金）	591,021,716	198,872,196
元本等合計	24,366,471,865	24,025,998,565
純資産合計	24,366,471,865	24,025,998,565
負債純資産合計	24,567,688,755	24,267,826,416

（2）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成30年8月7日 至 平成31年2月5日	当期 自 平成31年2月6日 至 令和1年8月5日
営業収益		
受取利息	205	49
有価証券売買等損益	356,649,879	847,688,309
営業収益合計	356,650,084	847,688,358
営業費用		
支払利息	52,463	56,306

受託者報酬	9,384,843	9,128,106
委託者報酬	201,103,588	195,602,213
その他費用	537,892	521,887
営業費用合計	211,078,786	205,308,512
営業利益又は営業損失 (△)	145,571,298	642,379,846
経常利益又は経常損失 (△)	145,571,298	642,379,846
当期純利益又は当期純損失 (△)	145,571,298	642,379,846
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	△1,862,281	2,380,040
期首剰余金又は期首次損金 (△)	△8,472,704,559	△8,971,805,786
剰余金増加額又は欠損金減少額	523,261,778	497,985,663
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	523,261,778	497,985,663
剰余金減少額又は欠損金増加額	262,655,235	458,720,478
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	262,655,235	458,720,478
分配金	907,141,349	890,816,245
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△8,971,805,786	△9,183,357,040

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	-------------------------------------------------

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [平成 31 年 2 月 5 日現在]	当期 [令和 1 年 8 月 5 日現在]
1. 期首元本額	34,319,961,821 円	33,338,277,651 円
期中追加設定元本額	979,609,026 円	1,749,938,498 円
期中一部解約元本額	1,961,293,196 円	1,878,860,544 円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	8,971,805,786 円	9,183,357,040 円
3. 受益権の総数	33,338,277,651 口	33,209,355,605 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成 30 年 8 月 7 日 至 平成 31 年 2 月 5 日	当期 自 平成 31 年 2 月 6 日 至 令和 1 年 8 月 5 日
1. 運用に係る権限を委託するための費用 「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年 1 万分の 55 以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1. 運用に係る権限を委託するための費用 「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年 1 万分の 55 以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。
2. 分配金の計算過程 第 180 期 平成 30 年 8 月 7 日 平成 30 年 9 月 5 日	2. 分配金の計算過程 第 186 期 平成 31 年 2 月 6 日 平成 31 年 3 月 5 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	81,733,906 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	2,604,247,535 円

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	93,961,994 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	2,549,337,229 円

分配準備積立金額	D	994,933,615 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,680,915,056 円
当ファンドの期末残存口数	F	34,132,504,533 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,078 円
1 万口当たり分配金額	H	45 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	153,596,270 円

第181期

平成 30 年 9 月 6 日

平成 30 年 10 月 5 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	110,675,877 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	2,585,276,253 円
分配準備積立金額	D	912,214,052 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,608,166,182 円
当ファンドの期末残存口数	F	33,831,498,131 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,066 円
1 万口当たり分配金額	H	45 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	152,241,741 円

第182期

平成 30 年 10 月 6 日

平成 30 年 11 月 5 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	82,940,730 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	2,573,220,429 円
分配準備積立金額	D	863,909,150 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,520,070,309 円
当ファンドの期末残存口数	F	33,635,461,807 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,046 円
1 万口当たり分配金額	H	45 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	151,359,578 円

第183期

平成 30 年 11 月 6 日

平成 30 年 12 月 5 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	79,899,504 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	2,559,300,010 円
分配準備積立金額	D	788,686,583 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,427,886,097 円
当ファンドの期末残存口数	F	33,415,223,783 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,025 円
1 万口当たり分配金額	H	45 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	150,368,507 円

第184期

平成 30 年 12 月 6 日

平成 31 年 1 月 7 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	83,766,087 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円

分配準備積立金額	D	584,981,920 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,228,281,143 円
当ファンドの期末残存口数	F	33,109,689,916 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	975 円
1 万口当たり分配金額	H	45 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	148,993,604 円

第187期

平成 31 年 3 月 6 日

平成 31 年 4 月 5 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	104,845,014 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	2,547,074,068 円
分配準備積立金額	D	523,767,993 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,175,687,075 円
当ファンドの期末残存口数	F	32,996,209,885 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	962 円
1 万口当たり分配金額	H	45 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	148,482,944 円

第188期

平成 31 年 4 月 6 日

令和 1 年 5 月 7 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	79,046,009 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	2,540,521,807 円
分配準備積立金額	D	476,872,226 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,096,440,042 円
当ファンドの期末残存口数	F	32,876,249,333 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	941 円
1 万口当たり分配金額	H	45 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	147,943,121 円

第189期

令和 1 年 5 月 8 日

令和 1 年 6 月 5 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	68,825,734 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	2,537,379,390 円
分配準備積立金額	D	405,497,625 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,011,702,749 円
当ファンドの期末残存口数	F	32,799,852,294 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	918 円
1 万口当たり分配金額	H	45 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	147,599,335 円

第190期

令和 1 年 6 月 6 日

令和 1 年 7 月 5 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	99,609,524 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円

収益調整金額	C	2,548,461,075 円	収益調整金額	C	2,554,014,717 円
分配準備積立金額	D	712,472,953 円	分配準備積立金額	D	325,395,751 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,344,700,115 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,979,019,992 円
当ファンドの期末残存口数	F	33,234,000,961 口	当ファンドの期末残存口数	F	32,967,809,144 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,006 円	1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	903 円
1 万口当たり分配金額	H	45 円	1 万口当たり分配金額	H	45 円
収益分配金額	I=F*H/10,000	149,553,004 円	収益分配金額	I=F*H/10,000	148,355,141 円

第 185 期
平成 31 年 1 月 8 日
平成 31 年 2 月 5 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	98,731,005 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	2,563,702,529 円
分配準備積立金額	D	642,312,960 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,304,746,494 円
当ファンドの期末残存口数	F	33,338,277,651 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	991 円
1 万口当たり分配金額	H	45 円
収益分配金額	I=F*H/10,000	150,022,249 円

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	73,095,145 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	2,577,616,163 円
分配準備積立金額	D	275,219,151 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,925,930,459 円
当ファンドの期末残存口数	F	33,209,355,605 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	881 円
1 万口当たり分配金額	H	45 円
収益分配金額	I=F*H/10,000	149,442,100 円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 平成 30 年 8 月 7 日 至 平成 31 年 2 月 5 日	当期 自 平成 31 年 2 月 6 日 至 令和 1 年 8 月 5 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [平成 31 年 2 月 5 日現在]	当期 [令和 1 年 8 月 5 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左

2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1) 有価証券 同左
	(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。	(2) デリバティブ取引 同左
	(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [平成 31 年 2 月 5 日現在]	当期 [令和 1 年 8 月 5 日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	1,113,182,712	△301,351,299
合計	1,113,182,712	△301,351,299

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

	前期 [平成 31 年 2 月 5 日現在]	当期 [令和 1 年 8 月 5 日現在]
1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	0.7309 円 (7,309 円)	0.7235 円 (7,235 円)

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド	6,741,639,782	23,901,809,683	
	合計	6,741,639,782	23,901,809,683	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[令和1年8月5日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	830,046,288
コール・ローン	379,860,490
国債証券	50,219,967,044
特殊債券	1,918,687,119
社債券	10,959,434,762
派生商品評価勘定	213,157,320
未収入金	1,088,128,534
未収利息	762,241,381
前払費用	84,040,182
差入委託証拠金	189,281,402
流動資産合計	66,644,844,522
資産合計	66,644,844,522
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	198,600,959
未払金	1,693,738,815
未払解約金	117,156,648
未払利息	621
その他未払費用	664
流動負債合計	2,009,497,707
負債合計	2,009,497,707
純資産の部	

元本等	
元本	18,230,887,370
剩余金	
剩余金又は欠損金 (△)	46,404,459,445
元本等合計	64,635,346,815
純資産合計	64,635,346,815
負債純資産合計	66,644,844,522

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和 1 年 8 月 5 日現在]
1. 期首	
期首元本額	平成 31 年 2 月 6 日 19,115,065,679 円
期中追加設定元本額	843,693,742 円
期中一部解約元本額	1,727,872,051 円
元本の内訳※	
エマージング・ソブリン・オープン (毎月決算型)	6,741,639,782 円
エマージング・ソブリン・オープン (1年決算型)	3,999,508,567 円
エマージング・ソブリン・オープン (毎月決算型) 為替ヘッジあり	5,844,547,463 円
グローバル財産3分法ファンド (毎月決算型)	1,251,789,467 円
エマージング・ソブリン・オープン (資産成長型)	268,683,931 円
エマージング・ソブリン・オープン (資産成長型) 為替ヘッジあり	124,718,160 円
合計	18,230,887,370 円
2. 受益権の総数	18,230,887,370 口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成 31 年 2 月 6 日 至 令和 1 年 8 月 5 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、債券先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまで

3. 金融商品に係るリスク管理体制

もデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。

また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 1 年 8 月 5 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[令和 1 年 8 月 5 日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	1, 981, 576, 773
特殊債券	48, 768, 265
社債券	268, 956, 319
合計	2, 299, 301, 357

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

債券関連

[令和 1 年 8 月 5 日現在]

区分	種類	契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)
			うち 1 年超	
市場取引	債券先物取引			
		売建 3, 834, 403, 438	—	3, 916, 397, 000 △81, 993, 562
	合計	3, 834, 403, 438	—	3, 916, 397, 000 △81, 993, 562

(注) 時価の算定方法

1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

通貨関連

[令和 1 年 8 月 5 日現在]

区分	種類	契約額等 (円)	時価 (円)		評価損益 (円)
			うち 1 年超	1 年以内	
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建	アメリカドル	5,655,081,058	—	5,571,320,708
					△83,760,350
		ユーロ	995,106,607	—	962,259,560
		売建	1,025,337,297	—	20,004,570
	アメリカドル ユーロ	5,625,446,390	—	5,432,293,640	193,152,750
					96,549,923
	合計	13,300,971,352	—	12,971,206,635	

(注) 時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

	[令和 1 年 8 月 5 日現在]
1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	3.5454 円 (35,454 円)

附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
アメリカ ドル	国債証券	10.75 ECUADOR 290131	1,700,000.00	1,862,579.50	
		10.875 MONGOLIA I 210406	670,000.00	742,846.68	
		2.375 QATAR 210602	5,250,000.00	5,249,055.00	
		2.375 SAUDI INTER 211026	2,690,000.00	2,690,024.21	
		2.5 ABU DHABI GOV 221011	2,505,000.00	2,529,734.37	
		3.16 PANAMA 300123	2,175,000.00	2,223,937.50	
		3.5 AZERBAIJAN 320901	5,853,000.00	5,588,116.63	
		3.5 CHILE 500125	1,570,000.00	1,621,810.00	
		3.625 OMAN 210615	3,860,000.00	3,844,255.06	
		3.625 SAUDI INTER 280304	660,000.00	690,072.90	
		3.75 PANAMA NOTAS 260417	2,290,000.00	2,399,942.90	
		3.87 PANAMA 600723	6,050,000.00	6,177,050.00	
		3.875 COLOMBIA 270425	1,965,000.00	2,062,267.50	
		3.875 QATAR 230423	1,590,000.00	1,677,939.72	
		4 QATAR 290314	4,885,000.00	5,333,907.07	
		4 SAUDI INTERNATI 250417	3,008,000.00	3,220,274.56	
		4.125 ABU DHABI G 471011	3,510,000.00	3,901,803.75	
		4.125 OMAN GOV IN 230117	1,300,000.00	1,296,581.00	
		4.25 MOROCCO 221211	901,000.00	940,516.95	
		4.25 RUSSIA 270623	6,600,000.00	6,887,892.00	
		4.35 INDONESIA 270108	2,563,000.00	2,766,724.66	
		4.375 RUSSIA 290321	6,000,000.00	6,242,256.00	
		4.5 MEXICO 290422	6,177,000.00	6,606,363.27	
		4.5 MEXICO 500131	474,000.00	472,250.94	
		4.5 PANAMA 500416	1,110,000.00	1,268,186.10	
		4.5 QATAR 280423	2,785,000.00	3,171,337.98	
		4.5 SAUDI INTERNA 461026	7,970,000.00	8,523,149.88	
		4.625 PARAGUAY 230125	2,830,000.00	2,988,480.00	
		4.7 PARAGUAY 270327	545,000.00	595,077.32	
		4.75 AZERBAIJAN 240318	9,072,000.00	9,658,060.27	
		4.75 GOVT OF BERM 290215	1,415,000.00	1,590,990.62	
		4.75 INDONESIA 260108	5,920,000.00	6,508,151.40	
		4.75 RUSSIA 260527	1,600,000.00	1,717,920.00	
		4.817 QATAR 490314	1,910,000.00	2,234,146.10	

4. 875 OMAN GOV IN 250201	1, 530, 000. 00	1, 528, 023. 24	
4. 875 TURKEY 261009	1, 575, 000. 00	1, 432, 671. 97	
4. 875 TURKEY 430416	935, 000. 00	729, 764. 69	
4. 9 GUATEMALA 300601	1, 180, 000. 00	1, 230, 150. 00	
5 COLOMBIA 450615	1, 490, 000. 00	1, 669, 917. 50	
5 PARAGUAY 260415	1, 785, 000. 00	1, 961, 286. 60	
5. 1 RUSSIA 350328	6, 000, 000. 00	6, 522, 540. 00	
5. 103 QATAR 480423	5, 180, 000. 00	6, 279, 056. 14	
5. 125 AZERBAIJAN 290901	750, 000. 00	794, 085. 00	
5. 125 TURKEY 280217	4, 790, 000. 00	4, 360, 873. 48	
5. 25 DUBAI GOVT I 430130	905, 000. 00	1, 010, 052. 40	
5. 25 INDONESIA 470108	3, 975, 000. 00	4, 638, 419. 15	
5. 25 RUSSIA 470623	3, 600, 000. 00	4, 043, 980. 80	
5. 375 HUNGARY 230221	4, 398, 000. 00	4, 822, 297. 05	
5. 375 IVORY COAST 240723	3, 825, 000. 00	3, 871, 515. 82	
5. 375 OMAN GOV IN 270308	1, 645, 000. 00	1, 612, 100. 00	
5. 4 PARAGUAY 500330	1, 280, 000. 00	1, 447, 212. 80	
5. 45 LEBANESE REP 191128	625, 000. 00	619, 818. 75	
5. 5 CROATIA 230404	830, 000. 00	914, 286. 50	
5. 5 MOROCCO 421211	1, 319, 000. 00	1, 540, 247. 74	
5. 577 ARAB REPUBL 230221	600, 000. 00	620, 875. 20	
5. 6 PARAGUAY 480313	1, 575, 000. 00	1, 811, 265. 75	
5. 625 BRAZIL 470221	1, 345, 000. 00	1, 516, 225. 22	
5. 625 MONGOLIA IN 230501	285, 000. 00	291, 139. 24	
5. 625 RUSSIA 420404	3, 000, 000. 00	3, 543, 828. 00	
5. 625 TURKEY 210330	5, 555, 000. 00	5, 655, 545. 50	
5. 75 HUNGARY 231122	5, 480, 000. 00	6, 179, 209. 64	
5. 75 JORDAN 270131	1, 035, 000. 00	1, 060, 517. 92	
5. 75 SRI LANKA 220118	1, 590, 000. 00	1, 604, 163. 08	
5. 75 TURKEY 470511	6, 015, 000. 00	5, 052, 600. 00	
5. 8 LEBANESE REP 200414	1, 090, 000. 00	1, 047, 653. 50	
5. 875 ARGENTINA 280111	1, 890, 000. 00	1, 470, 656. 25	
5. 875 RUSSIA 430916	600, 000. 00	733, 734. 00	
5. 875 SRI LANKA 220725	1, 545, 000. 00	1, 560, 393. 29	
6 CROATIA 240126	4, 260, 000. 00	4, 866, 534. 54	
6 DOMINICAN 280719	290, 000. 00	317, 552. 90	

6 OMAN GOV INTERN 290801	2, 170, 000. 00	2, 149, 701. 82	
6 REPUBLIC OF ARM 200930	400, 000. 00	411, 880. 00	
6. 1 PARAGUAY 440811	1, 670, 000. 00	2, 024, 891. 70	
6. 125 ARAB REPUBL 220131	420, 000. 00	438, 890. 76	
6. 125 IVORY COAST 330615	3, 720, 000. 00	3, 449, 742. 00	
6. 125 JORDAN 260129	315, 000. 00	330, 946. 87	
6. 125 ROMANIA 440122	1, 070, 000. 00	1, 360, 670. 85	
6. 2 SRI LANKA 270511	4, 330, 000. 00	4, 173, 006. 93	
6. 25 HONDURAS GOV 270119	2, 530, 000. 00	2, 751, 400. 30	
6. 25 SENEGAL 240730	2, 750, 000. 00	2, 983, 145. 00	
6. 25 SENEGAL 330523	1, 184, 000. 00	1, 167, 040. 38	
6. 3 SOUTH AFRICA 480622	2, 450, 000. 00	2, 606, 677. 50	
6. 35 TURKEY 240810	3, 225, 000. 00	3, 246, 433. 35	
6. 375 CROATIA 210324	9, 885, 000. 00	10, 465, 931. 56	
6. 375 GABONESE RE 241212	1, 841, 000. 00	1, 821, 623. 47	
6. 375 HUNGARY 210329	17, 288, 000. 00	18, 365, 975. 95	
6. 375 IVORY COAST 280303	260, 000. 00	260, 497. 90	
6. 4 DOMINICAN 490605	2, 265, 000. 00	2, 415, 078. 90	
6. 5 NIGERIA REP 271128	3, 435, 000. 00	3, 514, 245. 45	
6. 5 OMAN GOV INT 470308	3, 055, 000. 00	2, 805, 864. 75	
6. 588 ARAB REPUBL 280221	3, 525, 000. 00	3, 621, 253. 65	
6. 6 DOMINICAN 240128	6, 410, 000. 00	7, 168, 687. 60	
6. 625 CROATIA 200714	5, 479, 000. 00	5, 685, 415. 84	
6. 625 FEDERAL REP 241211	4, 090, 000. 00	4, 244, 201. 18	
6. 625 LITHUANIA 220201	750, 000. 00	828, 786. 00	
6. 75 JAMAICA 280428	200, 000. 00	231, 752. 00	
6. 75 NIGERIA REP 210128	930, 000. 00	967, 818. 45	
6. 75 OMAN GOV INT 480117	1, 220, 000. 00	1, 142, 456. 80	
6. 75 SENEGAL 480313	4, 021, 000. 00	3, 793, 950. 21	
6. 75 SRI LANKA 280418	1, 385, 000. 00	1, 352, 767. 36	
6. 85 DOMINICAN 450127	1, 822, 000. 00	2, 033, 825. 72	
6. 85 SRI LANKA 240314	205, 000. 00	210, 138. 12	
6. 85 SRI LANKA 251103	7, 169, 000. 00	7, 280, 493. 72	
6. 875 ARGENTINA 270126	6, 057, 000. 00	4, 928, 187. 19	
6. 875 ARGENTINA 480111	805, 000. 00	598, 316. 25	
6. 875 DOMINICAN 260129	245, 000. 00	278, 689. 95	

6. 875 GEORGIA 210412	1, 458, 000. 00	1, 542, 585. 87	
6. 95 GABONESE REP 250616	2, 950, 000. 00	2, 944, 999. 75	
7 KENYA REP 270522	2, 425, 000. 00	2, 534, 365. 06	
7. 1246 ELSALVADOR 500120	1, 355, 000. 00	1, 361, 775. 00	
7. 143 NIGERIA REP 300223	1, 155, 000. 00	1, 189, 966. 47	
7. 15 REPUBLIC OF 250326	4, 470, 000. 00	5, 165, 205. 69	
7. 158 COSTA RICA 450312	1, 718, 000. 00	1, 775, 982. 50	
7. 25 SERBIA REP 210928	1, 330, 000. 00	1, 455, 505. 45	
7. 25 TURKEY 231223	750, 000. 00	786, 780. 75	
7. 375 JORDAN 471010	3, 905, 000. 00	4, 138, 729. 87	
7. 375 UKRAINE 320925	5, 617, 000. 00	5, 666, 822. 79	
7. 45 DOMINICAN 440430	4, 332, 000. 00	5, 111, 803. 32	
7. 5 ARGENTINA 260422	835, 000. 00	704, 197. 25	
7. 55 SRI LANKA 300328	445, 000. 00	449, 506. 47	
7. 6003 ARAB REPUB 290301	3, 800, 000. 00	4, 041, 767. 38	
7. 625 ARGENTINA 460422	1, 365, 000. 00	1, 080, 738. 75	
7. 696 NIGERIA REP 380223	790, 000. 00	811, 725. 00	
7. 75 INDONESIA 380117	764, 000. 00	1, 117, 445. 04	
7. 75 UKRAINE 210901	1, 782, 000. 00	1, 866, 370. 57	
7. 75 UKRAINE 220901	945, 000. 00	1, 005, 442. 20	
7. 75 UKRAINE 230901	1, 487, 000. 00	1, 590, 837. 21	
7. 75 UKRAINE 250901	1, 182, 000. 00	1, 247, 812. 57	
7. 75 UKRAINE 260901	1, 732, 000. 00	1, 822, 964. 64	
7. 875 ECUADOR 280123	1, 358, 000. 00	1, 300, 298. 58	
7. 875 JAMAICA 450728	1, 845, 000. 00	2, 343, 168. 45	
7. 875 NIGERIA REP 320216	4, 557, 000. 00	4, 827, 002. 25	
7. 875 REP GHANA 270326	1, 380, 000. 00	1, 453, 206. 24	
7. 95 ECUADOR 240620	810, 000. 00	828, 233. 10	
8 JAMAICA 390315	2, 275, 000. 00	2, 889, 250. 00	
8 KENYA REP 320522	3, 435, 000. 00	3, 633, 834. 96	
8. 125 REP GHANA 260118	1, 980, 000. 00	2, 129, 529. 60	
8. 125 REP GHANA 320326	1, 755, 000. 00	1, 774, 701. 63	
8. 25 ANGOLA REP 280509	5, 218, 000. 00	5, 504, 280. 35	
8. 25 KENYA REP 480228	830, 000. 00	858, 718. 00	
8. 25 VENEZUELA 241013	2, 030, 000. 00	329, 875. 00	
8. 28 ARGENTINA 331231	1, 359, 976. 86	1, 126, 400. 83	

8.375 PNG GOVT IN 281004	1, 250, 000. 00	1, 340, 625. 00	
8. 5 ARAB REPUBLIC 470131	4, 920, 000. 00	5, 352, 812. 40	
8. 5 ZAMBIA 240414	410, 000. 00	295, 594. 83	
8. 627 REP GHANA 490616	1, 685, 000. 00	1, 668, 882. 97	
8. 7002 ARAB REPUB 490301	3, 145, 000. 00	3, 400, 635. 03	
8. 747 NIGERIA REP 310121	2, 775, 000. 00	3, 106, 654. 12	
8. 75 SENEGAL 210513	3, 830, 000. 00	4, 175, 577. 07	
8. 95 REP GHANA 510326	955, 000. 00	977, 168. 41	
8. 97 ZAMBIA 270730	1, 735, 000. 00	1, 246, 663. 43	
8. 994 UKRAINE 240201	1, 170, 000. 00	1, 296, 898. 20	
9. 25 VENEZUELA 280507	7, 570, 000. 00	1, 230, 125. 00	
9. 375 ANGOLA REP 480508	3, 041, 000. 00	3, 305, 825. 48	
9. 625 ECUADOR 270602	1, 680, 000. 00	1, 759, 816. 80	
9. 65 ECUADOR 261213	4, 550, 000. 00	4, 805, 983. 00	
STEP ARGENTINA 381231	10, 480, 000. 00	6, 235, 704. 80	
国債証券 小計	426, 371, 976. 86	433, 365, 076. 11	
		(46, 088, 375, 844)	
特殊債券	2. 75 SAUDI ARABIA 220416	2, 400, 000. 00	2, 425, 343. 28
	2. 875 SAUDI ARABI 240416	390, 000. 00	395, 360. 58
	4. 25 SAUDI ARABIA 390416	1, 085, 000. 00	1, 147, 994. 77
	5. 75 BANQ TUNIS 250130	4, 675, 000. 00	4, 348, 895. 37
	5. 75 ESKOM HLDG 210126	870, 000. 00	873, 480. 00
	6. 75 ESKOM HLDG 230806	2, 074, 000. 00	2, 137, 109. 74
	7. 375 KONDOR FINA 220719	1, 205, 000. 00	1, 233, 377. 75
	8. 25 EXPORT CREDI 240124	970, 000. 00	1, 017, 890. 84
特殊債券 小計	13, 669, 000. 00	13, 579, 452. 33	
		(1, 444, 174, 755)	
社債券	2. 25 STATE GRID O 200504	3, 465, 000. 00	3, 460, 980. 63
	2. 5 SINOPEC GRP 220913	2, 555, 000. 00	2, 537, 462. 40
	2. 5 SINOPEC GRP 240808	6, 585, 000. 00	6, 565, 640. 10
	2. 95 SINOPEC GRP 290808	4, 605, 000. 00	4, 577, 784. 45
	3. 5 PETRONAS CAPI 250318	1, 690, 000. 00	1, 765, 847. 36
	3. 5 STATE GRID OV 270504	3, 150, 000. 00	3, 297, 275. 10
	3. 625 ABU DHABI 210622	295, 000. 00	300, 318. 85
	3. 625 ABU DHABI 230112	560, 000. 00	576, 086. 00
	3. 625 CODELCO INC 270801	1, 905, 000. 00	2, 002, 897. 95

3. 68 SINOPEC GRP 490808	1, 955, 000. 00	1, 979, 007. 40	
3. 85 GAZPROM 200206	2, 850, 000. 00	2, 865, 780. 45	
3. 875 KAZMUNAYGAS 220419	1, 215, 000. 00	1, 246, 739. 44	
4. 25 ISRAEL ELEC 280814	4, 300, 000. 00	4, 509, 044. 50	
4. 25 STATE GRID O 280502	6, 310, 000. 00	6, 995, 455. 30	
4. 375 CODELCO INC 490205	250, 000. 00	273, 955. 00	
4. 375 CODELCO INC 490205	240, 000. 00	262, 996. 80	
4. 5 EMPRESA NAC 470914	2, 500, 000. 00	2, 578, 125. 00	
4. 5 OFFICE CHE 251022	5, 075, 000. 00	5, 294, 722. 12	
4. 75 BANCO BRAS 240320	5, 915, 000. 00	6, 224, 354. 50	
4. 75 KAZMUNAYGAS 270419	1, 080, 000. 00	1, 168, 300. 80	
4. 85 STATE GRID O 440507	2, 660, 000. 00	3, 236, 044. 01	
4. 875 ABU DHABI 300423	205, 000. 00	229, 864. 45	
4. 875 SINOPEC GRP 420517	2, 110, 000. 00	2, 497, 612. 27	
5 ISRAEL ELEC 241112	3, 470, 000. 00	3, 785, 076. 00	
5. 35 PETRO MEX 280212	1, 020, 000. 00	941, 715. 00	
5. 375 ECOPETROL 260626	430, 000. 00	475, 150. 00	
5. 45 PERUSAHAAN 280521	715, 000. 00	808, 575. 62	
5. 5 PETRO MEX 440627	1, 140, 000. 00	936, 225. 00	
5. 625 OFFICE CHE 240425	3, 739, 000. 00	4, 081, 892. 47	
5. 75 CENT ELET BR 211027	1, 650, 000. 00	1, 729, 612. 50	
5. 75 KAZMUNAYGAS 470419	3, 030, 000. 00	3, 468, 847. 02	
5. 875 ABU DHABI 211213	1, 103, 000. 00	1, 185, 509. 91	
5. 875 ECOPETROL 230918	440, 000. 00	490, 380. 00	
6 PETROLEOS 261115	14, 960, 000. 00	2, 244, 000. 00	
6. 15 PERUSAHAAN 480521	815, 000. 00	989, 281. 26	
6. 375 KAZMUNAYGAS 481024	1, 250, 000. 00	1, 512, 323. 75	
6. 5 PETRO MEX 270313	3, 695, 000. 00	3, 694, 261. 00	
6. 5 PETRO MEX 290123	1, 300, 000. 00	1, 278, 745. 00	
6. 625 PETRO MEX 380615	1, 755, 000. 00	1, 581, 693. 75	
6. 75 PETRO MEX 470921	4, 048, 000. 00	3, 693, 800. 00	
6. 875 OFFICE CHE 440425	300, 000. 00	360, 787. 50	
6. 875 SOUTHERN GA 260324	2, 555, 000. 00	3, 004, 322. 30	
6. 95 STATE OIL AZ 300318	1, 270, 000. 00	1, 531, 270. 75	
7 YPF SOCIEDAD AN 471215	947, 000. 00	810, 868. 75	
社債券 小計	111, 107, 000. 00	103, 050, 632. 46	

			(10, 959, 434, 762)	
アメリカドル合計		551, 147, 976. 86	549, 995, 160. 90	
			(58, 491, 985, 361)	
ユーロ	国債証券	2 ROMANIA 261208	2, 230, 000. 00	2, 392, 847. 98
		2. 124 ROMANIA 310716	1, 825, 000. 00	1, 861, 728. 12
		2. 7 CROATIA 280615	950, 000. 00	1, 116, 848. 50
		2. 75 CROATIA 300127	620, 000. 00	735, 055. 88
		2. 875 ROMANIA 290311	1, 470, 000. 00	1, 637, 979. 84
		3 CROATIA 270320	3, 140, 000. 00	3, 702, 132. 22
		3. 375 ARGENTINA 230115	630, 000. 00	502, 415. 55
		3. 45 HELLENIC GOV 240402	2, 560, 000. 00	2, 832, 427. 00
		3. 5 HELLENIC GOVT 230130	3, 380, 000. 00	3, 686, 447. 69
		3. 875 ROMANIA 351029	4, 310, 000. 00	5, 061, 612. 28
		3. 975 MACEDONIA 210724	3, 660, 000. 00	3, 878, 062. 80
		4. 375 HELLENIC GO 220801	1, 440, 000. 00	1, 596, 265. 92
		4. 625 ROMANIA 490403	1, 520, 000. 00	1, 912, 996. 00
		4. 625 TURKEY 250331	1, 695, 000. 00	1, 747, 336. 51
		5. 2 TURKEY 260216	720, 000. 00	746, 942. 40
		6. 375 ARAB REPUBL 310411	1, 425, 000. 00	1, 510, 642. 50
国債証券 小計		31, 575, 000. 00	34, 921, 741. 19	
			(4, 131, 591, 200)	
特殊債券	6. 375 BANQ TUNIS 260715	1, 320, 000. 00	1, 317, 576. 48	
	6. 75 BANQ TUNIS 231031	470, 000. 00	485, 211. 55	
	7. 125 KONDOR FINA 240719	2, 145, 000. 00	2, 207, 966. 47	
特殊債券 小計		3, 935, 000. 00	4, 010, 754. 50	
			(474, 512, 364)	
ユーロ合計		35, 510, 000. 00	38, 932, 495. 69	
			(4, 606, 103, 564)	
合計			63, 098, 088, 925	
			(63, 098, 088, 925)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券時価比率	有価証券の合計金額に対する比率

アメリカドル	国債証券	157 銘柄	78.79%	73.04%
	特殊債券	8 銘柄	2.47%	2.29%
	社債券	44 銘柄	18.74%	17.37%
ユーロ	国債証券	16 銘柄	89.70%	6.55%
	特殊債券	3 銘柄	10.30%	0.75%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記) に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和1年8月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	24,253,254,731
II 負債総額	46,260,993
III 純資産総額 (I - II)	24,206,993,738
IV 発行済口数	33,368,653,925口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	0.7254
(10,000口当たり)	(7,254)

(参考)

エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

純資産額計算書

令和1年8月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	65,778,479,366
II 負債総額	276,038,069
III 純資産総額 (I - II)	65,502,441,297
IV 発行済口数	18,403,815,129口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	3.5592
(10,000口当たり)	(35,592)

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に對抗することができません。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受け付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2019年8月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2019年8月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	884	13,020,564
追加型公社債投資信託	16	1,131,274
単位型株式投資信託	70	342,703
単位型公社債投資信託	3	15,973
合 計	973	14,510,514

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3 【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第 2 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）」に基づき作成しております。

財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 34 期事業年度（自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 31 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和元年 6 月 26 日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青木晃印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤鉄也印

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの第 34 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の平成 31 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認められる。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRL データは監査の対象に含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金	※2 54,140,307	※2 53,969,686
有価証券	19,967	1,403,513
前払費用	362,886	514,587
未収入金	2,109	2,284
未収委託者報酬	9,770,529	9,995,458
未収収益	※2 674,156	※2 560,483
金銭の信託	※2 30,000	※2 100,000
その他	224,645	153,256
流動資産合計	65,224,602	66,699,271
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 760,010	※1 617,032
器具備品	※1 724,852	※1 665,247
土地	1,356,000	628,433
有形固定資産合計	2,840,863	1,910,713
無形固定資産		
電話加入権	15,822	15,822
ソフトウェア	2,654,296	3,670,753
ソフトウェア仮勘定	1,097,970	536,345
無形固定資産合計	3,768,090	4,222,921
投資その他の資産		
投資有価証券	26,361,327	21,408,781
関係会社株式	320,136	320,136
投資不動産	-	※1 824,268
長期差入保証金	627,141	593,536
前払年金費用	434,700	415,234
繰延税金資産	1,237,989	1,496,180
その他	45,230	45,230
貸倒引当金	△23,600	△23,600
投資その他の資産合計	29,002,925	25,079,767
固定資産合計	35,611,879	31,213,401
資産合計	100,836,481	97,912,673

(単位：千円)

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	359,176	293,258
未払金		
未払収益分配金	174,333	170,281
未払償還金	456,159	448,695
未払手数料	※2 3,905,670	※2 3,990,054
その他未払金	※2 4,330,584	※2 3,961,765
未払費用	※2 4,388,803	※2 3,803,995
未払消費税等	99,010	194,852
未払法人税等	736,829	573,657
賞与引当金	906,167	901,135
役員賞与引当金	125,343	140,100
その他	842,194	868,992
流動負債合計	16,324,272	15,346,788
固定負債		
長期未払金	—	43,200
退職給付引当金	720,536	860,851
役員退職慰労引当金	187,562	144,303
時効後支払損引当金	254,851	247,767
固定負債合計	1,162,951	1,296,122
負債合計	17,487,223	16,642,910
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	27,790,911	26,069,594
利益剰余金合計	35,131,500	33,410,184
株主資本合計	81,864,344	80,143,028

(単位：千円)

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,484,913	1,126,733
評価・換算差額等合計	1,484,913	1,126,733
純資産合計	83,349,257	81,269,762
負債純資産合計	100,836,481	97,912,673

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	75,423,596	70,375,414
投資顧問料	2,723,458	2,505,299
その他営業収益	48,215	18,844
営業収益合計	78,195,269	72,899,557
営業費用		
支払手数料	※2 30,906,879	※2 28,533,952
広告宣伝費	730,784	739,643
公告費	1,000	500
調査費		
調査費	1,723,057	1,794,755
委託調査費	13,467,029	12,194,996
事務委託費	864,916	1,016,816
営業雑経費		
通信費	178,652	170,794
印刷費	467,973	427,442
協会費	50,251	48,375
諸会費	15,328	16,175
事務機器関連費	1,635,079	1,841,631
その他営業雑経費	23,250	-
営業費用合計	50,064,204	46,785,083
一般管理費		
給料		
役員報酬	349,359	349,083
給料・手当	6,421,837	6,453,717
賞与引当金繰入	906,167	901,135
役員賞与引当金繰入	125,343	140,100
福利厚生費	1,231,033	1,234,293
交際費	13,012	13,011
旅費交通費	192,192	200,426
租税公課	410,229	373,201
不動産賃借料	678,182	654,886
退職給付費用	423,171	428,912
役員退職慰労引当金繰入	47,889	51,159
固定資産減価償却費	1,115,719	1,252,321
諸経費	450,299	523,213
一般管理費合計	12,364,437	12,575,461
営業利益	15,766,627	13,539,012

(単位：千円)

第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
営業外収益	
受取配当金	349,402
受取利息	483
投資有価証券償還益	81,580
収益分配金等時効完成分	91,672
受取賃貸料	-
その他	9,989
営業外収益合計	533,128
営業外費用	
投資有価証券償還損	30,114
時効後支払損引当金繰入	43,182
事務過誤費	10,402
賃貸関連費用	-
その他	3,829
営業外費用合計	87,529
経常利益	16,212,226
特別利益	
投資有価証券売却益	516,394
ゴルフ会員権売却益	7,495
特別利益合計	523,889
特別損失	
投資有価証券売却損	105,903
投資有価証券評価損	102,096
固定資産除却損	※1 54
固定資産売却損	-
システム関連費	-
商標使用料	-
特別損失合計	208,054
税引前当期純利益	16,528,061
法人税、住民税及び事業税	※2 5,252,224
法人税等調整額	△76,092
法人税等合計	5,176,132
当期純利益	11,351,928

(3) 【株主資本等変動計算書】

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本									株主資本合計	
	資本剰余金			利益剰余金				その他利益剰余金	別途積立金		
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	43,034,713	50,375,303	97,108,147		
当期変動額											
剰余金の配当							△26,595,731	△26,595,731	△26,595,731		
当期純利益							11,351,928	11,351,928	11,351,928		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△15,243,802	△15,243,802	△15,243,802		
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,790,911	35,131,500	81,864,344		

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,494,586	1,494,586	98,602,734
当期変動額			
剰余金の配当			△26,595,731
当期純利益			11,351,928
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△9,673	△9,673	△9,673
当期変動額合計	△9,673	△9,673	△15,253,476
当期末残高	1,484,913	1,484,913	83,349,257

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本									株主資本合計	
	資本剰余金			利益剰余金							
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,790,911	35,131,500	81,864,344		
当期変動額											
剩余金の配当							△11,363,380	△11,363,380	△11,363,380		
当期純利益							9,642,064	9,642,064	9,642,064		
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)											
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	—	△1,721,316	△1,721,316	△1,721,316	
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028		

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,484,913	1,484,913	83,349,257
当期変動額			
剩余金の配当			△11,363,380
当期純利益			9,642,064
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	△358,179	△358,179	△358,179
当期変動額合計	△358,179	△358,179	△2,079,495
当期末残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5 年～50 年

器具備品 2 年～20 年

投資不動産 3 年～47 年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として 10 年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」490,903千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,237,989千円に含めて表示しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいては IFRS 第15号、FASBにおいては Topic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
建物	604,123千円	551,025千円
器具備品	1,215,234千円	1,350,407千円
投資不動産	—	138,024千円

※2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
預金	41,809,118千円	240,211千円
未収収益	40,621千円	25,307千円
金銭の信託	30,000千円	100,000千円
未払手数料	1,577,059千円	671,568千円
その他未払金	3,850,734千円	3,217,341千円
未払費用	430,491千円	444,754千円

(損益計算書関係)

※1. 固定資産除却損の内訳

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
建物	—	2,547千円
器具備品	54千円	2,301千円
計	54千円	4,848千円

※2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
支払手数料	11,380,244千円	5,298,064千円
受取利息	380千円	3千円
受取賃貸料	—	38,388千円
法人税、住民税及び事業税	3,851,536千円	3,216,517千円

(株主資本等変動計算書関係)

第33期(自 平成29年4月1日至 平成30年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成29年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 26,595,731千円
- ② 1株当たり配当額 125,700円
- ③ 基準日 平成29年3月31日
- ④ 効力発生日 平成29年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 11,363,380千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 53,707円
- ④ 基準日 平成30年3月31日
- ⑤ 効力発生日 平成30年6月28日

第34期(自 平成30年4月1日至 平成31年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 11,363,380千円
- ② 1株当たり配当額 53,707円
- ③ 基準日 平成30年3月31日
- ④ 効力発生日 平成30年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 9,675,175千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 45,728円
- ④ 基準日 平成31年3月31日
- ⑤ 効力発生日 令和元年6月27日

(リース取引関係)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第 33 期 (平成 30 年 3 月 31 日現在)	第 34 期 (平成 31 年 3 月 31 日現在)
1 年内	678,116 千円	675,956 千円
1 年超	1,351,912 千円	675,956 千円
合計	2,030,029 千円	1,351,912 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2) 参照)。

第 33 期(平成 30 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	54,140,307	54,140,307	—
(2) 有価証券	19,967	19,967	—
(3) 未収委託者報酬	9,770,529	9,770,529	—
(4) 投資有価証券	26,224,167	26,224,167	—
資産計	90,154,972	90,154,972	—
(1) 未払手数料	3,905,670	3,905,670	—
負債計	3,905,670	3,905,670	—

第 34 期(平成 31 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	53,969,686	53,969,686	—
(2) 有価証券	1,403,513	1,403,513	—
(3) 未収委託者報酬	9,995,458	9,995,458	—
(4) 投資有価証券	21,353,421	21,353,421	—
資産計	86,722,080	86,722,080	—
(1) 未払手数料	3,990,054	3,990,054	—
負債計	3,990,054	3,990,054	—

(注 1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券、(4) 投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

負債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
非上場株式	137,160	55,360
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注 3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第33期(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	54,140,307	—	—	—
未収委託者報酬	9,770,529	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	19,967	13,110,758	8,593,680	68,714
合計	63,930,804	13,110,758	8,593,680	68,714

第34期(平成31年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	53,969,686	—	—	—
未収委託者報酬	9,995,458	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,403,513	9,358,708	5,874,634	90,573
合計	65,368,659	9,358,708	5,874,634	90,573

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式 160,600 千円、関連会社株式 159,536 千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式 160,600 千円、関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第 33 期(平成 30 年 3 月 31 日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超 るもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	18,599,111	16,040,884	2,558,227
小計		18,599,111	16,040,884	2,558,227
貸借対照表計上額 が取得原価を超 えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	7,645,023	8,062,990	△417,966
小計		7,645,023	8,062,990	△417,966
合計		26,244,135	24,103,874	2,140,260

第 34 期(平成 31 年 3 月 31 日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超 るもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	14,744,545	12,559,380	2,185,164
小計		14,744,545	12,559,380	2,185,164
貸借対照表計上額 が取得原価を超 えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	8,012,389	8,573,551	△561,161
小計		8,012,389	8,573,551	△561,161
合計		22,756,935	21,132,932	1,624,002

3. 売却したその他有価証券

第 33 期 (自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	8,169,769	516,394	105,903
合計	8,169,769	516,394	105,903

第 34 期 (自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 31 年 3 月 31 日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	140,240	58,440	—
債券	—	—	—
その他	5,222,594	443,338	135,399
合計	5,362,834	501,778	135,399

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について 102,096 千円（その他有価証券のその他 102,096 千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について 62,310 千円（その他有価証券のその他 62,310 千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上 50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第 33 期	第 34 期
	(自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)	(自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 31 年 3 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	3,649,089 千円	3,729,252 千円
勤務費用	184,120	193,531
利息費用	27,829	24,351
数理計算上の差異の発生額	56,895	△15,898
退職給付の支払額	△188,683	△218,947
過去勤務費用の発生額	—	—
退職給付債務の期末残高	3,729,252	3,712,289

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第 33 期	第 34 期
	(自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)	(自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 31 年 3 月 31 日)
年金資産の期首残高	2,698,738 千円	2,723,393 千円
期待運用収益	48,080	48,664
数理計算上の差異の発生額	47,759	△4,606
事業主からの拠出額	102,564	102,564
退職給付の支払額	△173,748	△203,077
年金資産の期末残高	2,723,393	2,666,937

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第 33 期 (平成 30 年 3 月 31 日現在)	第 34 期 (平成 31 年 3 月 31 日現在)
積立型制度の退職給付債務	3,374,562 千円	3,125,760 千円
年金資産	△2,723,393	△2,666,937
	651,168	458,822
非積立型制度の退職給付債務	354,690	586,529
未積立退職給付債務	1,005,858	1,045,351
未認識数理計算上の差異	△ 169,893	△ 114,968
未認識過去勤務費用	△ 550,128	△ 484,766
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	285,836	445,616
退職給付引当金	720,536	860,851
前払年金費用	△434,700	△415,234
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	285,836	445,616

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第 33 期 (自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)	第 34 期 (自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 31 年 3 月 31 日)
勤務費用	184,120 千円	193,531 千円
利息費用	27,829	24,351
期待運用収益	△48,080	△48,664
数理計算上の差異の費用処理額	47,053	43,633
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	4,780	5,986
確定給付制度に係る退職給付費用	281,066	284,199

(注) 「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額等です。

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第 33 期 (平成 30 年 3 月 31 日現在)	第 34 期 (平成 31 年 3 月 31 日現在)
債券	62.2 %	63.9 %
株式	34.7	33.2
その他	3.1	2.9
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
割引率	0.069～0.67%	0.035～0.49%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 142,105 千円、当事業年度 144,712 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	445,379千円	436,050千円
投資有価証券評価損	223,512	223,821
未払事業税	135,805	109,109
賞与引当金	277,468	275,927
役員賞与引当金	12,235	19,428
役員退職慰労引当金	57,431	44,185
退職給付引当金	220,628	263,592
減価償却超過額	13,690	157,741
委託者報酬	257,879	264,398
長期差入保証金	23,262	31,721
時効後支払損引当金	78,035	75,866
連結納税適用による時価評価	200,331	148,858
その他	82,168	71,320
繰延税金資産 小計	2,027,829	2,122,023
評価性引当額	—	—
繰延税金資産 合計	2,027,829	2,122,023
繰延税金負債		
前払年金費用	△133,105	△127,144
連結納税適用による時価評価	△1,382	△1,320
その他有価証券評価差額金	△655,348	△497,269
その他	△4	△108
繰延税金負債 合計	△789,840	△625,842
繰延税金資産の純額	1,237,989	1,496,180

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第33期（平成30年3月31日現在）及び第34期（平成31年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第33期（自 平成29年4月1日至 平成30年3月31日）及び第34期（自 平成30年4月1日至 平成31年3月31日）

当社は、資産運用業の单一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第33期（自 平成29年4月1日至 平成30年3月31日）及び第34期（自 平成30年4月1日至 平成31年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の单一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の单一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の单一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,851,587 千円	その他未払金	3,850,734 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 51.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) 投資助言料 (注3)	5,528,131 千円 664,152 千円	未払手数料 未払費用	665,262 千円 348,142 千円
主要株主	㈱三菱東京 UFJ銀行 (注5)	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 15.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,852,112 千円	未払手数料	921,796 千円

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,216,517 千円	その他未払金	3,217,341 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) 投資助言料 (注3)	5,298,064 千円 695,834 千円	未払手数料 未払費用	671,568 千円 365,510 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
- 2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
- 3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
- 4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。
- 5. ㈱三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で、㈱三菱UFJ銀行に行名を変更しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等
第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注2)	6,263,571千円	未払手数料	907,290千円

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし(注1)	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注2)	4,629,670千円	未払手数料	734,633千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注2)	6,152,016千円	未払手数料	962,840千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. ㈱三菱UFJ銀行は、平成30年4月2日付で、保有する当社株式のすべてを㈱三菱UFJフィナンシャル・グループに対して現物配当しております。その結果、㈱三菱UFJ銀行は当社の主要株主から同一の親会社を持つ会社に該当することとなりました。
なお、㈱三菱UFJフィナンシャル・グループは、同日付で、取得した当社株式のすべてを会社分割の方法により三菱UFJ信託銀行㈱に対して承継させております。
2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
3. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）
三菱UFJ 信託銀行株式会社（非上場）

（1 株当たり情報）

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
1 株当たり純資産額	393,935.45 円	384,107.08 円
1 株当たり当期純利益金額	53,652.87 円	45,571.50 円

（注）1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりあります。

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
当期純利益金額（千円）	11,351,928	9,642,064
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	11,351,928	9,642,064
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関する運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

- ①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

- ②訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

約款

エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）

信託約款

三菱UFJ国際投信株式会社

エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）
－運用の基本方針－

約款第17条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、ファミリーファンド方式により、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）受益証券を通じて、エマージング・カントリーのソブリン債券（国債、政府保証債等をいいます。）および準ソブリン債券（政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券をいいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 親投資信託受益証券を主要投資対象とします。

② 親投資信託受益証券を通じて、エマージング・カントリーが発行する米ドル建のソブリン債券を中心に投資を行います。（一部、ユーロ建の債券に投資する場合があります。）

③ グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・クレジットリスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。

④ ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の債券を中心に投資することを基本とします。

イ. ブレディ債（エマージング・カントリーの政府が、1989年のブレディプランに基づいて発行し、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券をいいます。）

ロ. ユーロ債（米ドル建・ユーロ建）。（ブレディ債以外の債券で、エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場において米ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。）

ハ. 現地米ドル建債・現地ユーロ建債（エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、自国市場において米ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。）

⑤ ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲内で行います。

イ. エマージング・カントリー単一国への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

ロ. ユーロ建資産への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

ハ. ソブリン債券以外への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の35%以内とします。

ニ. エマージング・カントリーの同一企業（政府関連機関を含みます。）が発行する債券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

ホ. エマージング・カントリーの現地通貨建資産への実質投資は、行いません。

⑥ 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ただし、米ドル建資産以外の実質外貨建資産については、実質的に米ドル建となるように為替取引を行う場合があります。

⑦ 重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、運用者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

⑧ 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3. 投資制限

（1）親投資信託への投資割合は、制限を設けません。

（2）株式への実質投資割合は、転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8

号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (4) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (5) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (6) 有価証券先物取引等は、約款第21条の範囲で行います。
- (7) スワップ取引は、約款第22条の範囲で行います。
- (8) 外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。
- (9) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

4. 収益分配方針

毎月5日(ただし、休業日の場合は翌営業日とします。)に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。ただし、第1期の決算日は2003年10月6日とします。

- (1) 分配対象収益額の範囲
経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- (2) 分配対象収益についての分配方針
委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に分配金額を決定します。
- (3) 留保益の運用方針
留保益については、特に制限を設けず、前記の運用の基本方針に則した運用を行います。

追加型証券投資信託

エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）

約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的および金額）

第3条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者は、その引受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2023年8月5日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

② <削除>

（当初の受益者）

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第8条 委託者は、第3条に規定する受益権については、500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 11 条 この信託の受益権は、2007 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の 2006 年 12 月 29 日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が 2007 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して 2007 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 12 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

② <削除>

(受益権の申込単位および価額)

第 13 条 委託者の指定する販売会社は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口単位の委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、第 44 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを申出した取得申込者に対しては、1 口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の取得申込日がニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日の場合には、受益権の取得申込みの受付は行いません。

③ 第 1 項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込総金額（第 4 項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

④ 第 1 項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者の指定する販売会社がそれぞれ独自に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑤ <削除>
- ⑥ <削除>
- ⑦ <削除>
- ⑧ 第4項の規定にかかわらず、受益者が第44条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の取得価額は、決算日の基準価額とします。
- ⑨ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

第14条 <削除>

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

- 第14条の2 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
 - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

- 第14条の3 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第14条の4 <削除>

第14条の5 <削除>

第14条の6 <削除>

第14条の7 <削除>

（投資の対象とする資産の種類等）

- 第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- 1. 有価証券
 - 2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条および第22条に定めるものに限ります。）
 - 3. 約束手形
 - 4. 金銭債権
- ② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポートジャーヤー、債券等エクスポートジャーヤーおよびデリバティブ等エクスポートジャーヤーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(運用の指図範囲等)

第 16 条 委託者は、信託金を、主として三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたエマージング・ソブリン・オープン・マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券および社債と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国の者の発行する証券または証書で、係る性質を有するものを含みます。）

9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）

10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

第 1 号の証券または証書および第 7 号の証券または証書のうち、第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 5 号までの証券および第 7 号の証券または証書のうち第 2 号から第 5 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(運用の基本方針)

第 17 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行います。

第 18 条 <削除>

(投資する株式の範囲)

第 19 条 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）

に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

（同一銘柄の株式への投資制限）

第 20 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第 21 条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 16 条第 2 項第 1 号から第 6 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5% を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5% を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5% を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第 16 条第 2 項第 1 号から第 6 号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 16 条第 2 項第 1 号から第 6 号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が

外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（デリバティブ取引等に係る投資制限）

第22条の2 委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる取引等の指図をしません。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第23条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を、貸付時点において、貸付株式および貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する株式および公社債の額面金額を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第25条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第27条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第29条 <削除>

(混蔵寄託)

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

（有価証券売却等の指図）

第32条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等について一切の指図ができます。

（再投資の指図）

第33条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当を目的として、資金の借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当にかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を限度とします。

③ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第37条 この信託の計算期間は、毎月6日から翌月5日までとします。ただし、第1計算期間は2003年8月8日から2003年10月6日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 39 条 信託財産に関する租税、会計監査費用（消費税等相当額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る会計監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、第 37 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 40 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 37 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 1 万分の 157 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 41 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該諸経費、信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該諸経費、信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第 42 条 受託者は、収益分配金については第 44 条第 1 項に規定する支払開始日および第 44 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 44 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 47 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 44 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

第 43 条 <削除>

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 44 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、2007 年 1 月 4 日以降においても、第 46 条に規定する時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約

款を含みます。)による契約(以下「別に定める契約」といいます。)に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者は委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

④ 一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、6営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦ <削除>

⑧ <削除>

第45条 <削除>

(収益分配金および償還金の時効)

第46条 受益者が、収益分配金については第44条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第44条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(受益権の買取り)

第46条の2 委託者の指定する販売会社は、受益者の請求があるときは、委託者の指定する販売会社が定める単位をもってその受益権を買取ることができます。

② 前項の規定にかかわらず、買取請求日がニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日の場合には、当該請求に応じないものとします。

③ 受益権の買取価額は、買取りの申込みを受けた日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た信託財産留保相当額および当該買取りに関して課税対象者に係る所得税および地方税に相当する金額を控除した額とします。

④ 受益者は、2007年1月4日以降の第1項の請求をするときは委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、2007年1月4日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる第1項の請求で、2007年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

⑤ 委託者の指定する販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項の受益権の買取りを中止することおよびすでに受付けた受益権の買取りを取消すことがあります。

⑥ 前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行つた当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託の一部解約)

第47条 受益者(前条の委託者の指定する販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、2003年10月6

日以降において、自己に帰属する受益権につき、委託者に、委託者の指定する販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または委託者の指定する販売会社に帰属する受益権については 1 口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、次の事由による場合には、2003 年 10 月 3 日以前において、受益者（受益者死亡の場合はその相続人）は、委託者に一部解約の実行の請求をすることができます。

1. 受益者が死亡したとき
 2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
 3. 受益者が破産宣告を受けたとき
 4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
 5. その他前各号に準ずる事由があるものとして委託者が認めるとき
- ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日の場合には、当該請求はできないものとします。
- ③ 委託者は、第 1 項の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.5% の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 2007 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、2007 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、2007 年 1 月 4 日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。
- ⑦ 前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第 47 条の 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

（信託契約の解約）

第 48 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の 10 分の 1 または 10 億口を下ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は 1 カ月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項および第 2 項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を

交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が1ヶ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することができ、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヶ月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第54条 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第48条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(信託期間の延長)

第 55 条 委託者は、信託期間満了前に、その信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときには、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 55 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第 56 条 委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 57 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 44 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 2 条 2006 年 12 月 29 日現在の信託約款第 11 条、第 12 条、第 14 条から第 14 条の 7 の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

前記条項により信託契約を締結します。

2003 年 8 月 8 日

東京都千代田区丸の内三丁目 1 番 1 号
委託者 国際投信投資顧問株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
受託者 三菱 UFJ 信託銀行株式会社

